

官報

号外 昭和三十五年三月十八日

○第三十四回 衆議院会議録 第十二号

昭和三十五年三月十八日(金曜日)

第九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

第十 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、齊藤邦吉君外二十一名提出)

第十一 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

第十二 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

第十三 船員保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

第十四 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 住宅地区改良法案(内閣提出)

第十六 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

日程第一 臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案(内閣提出)

日程第二 経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 住宅地区改良法案(内閣提出)

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

日程第十 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、齊藤邦吉君外二十三名提出)

日程第十一 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

日程第十二 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

日程第十三 船員保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

日程第十四 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 住宅地区改良法案(内閣提出)

日程第十六 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

○午後一時十七分開議
○監査長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

○小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する緊急質問(太田一夫君提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、太田一夫君提出、小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する緊急質問、及び、坂本三郎君提出、全日空機衝突事故に関する緊急質問を順次許可せらるることを望みます。

○謹長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○太田一夫君 私は、日本社会党を代表しまして、一昨十六日発生いたしました空機の衝突事件に関する緊急質問、これを許可いたします。太田一夫君。

〔太田一夫君登壇〕

○太田一夫君 私は、日本社会党を代表しまして、一昨十六日発生いたしました空機の衝突事件に関する緊急質問、これを許可いたしました。太田一夫君。

○太田一夫君 登壇

しないのであります。防衛庁は、共用飛行場、特に、都心にあるものや、都周辺の飛行場は、すみやかに民間に返し、共用飛行場を自衛隊の基地化するような行動は即時中止されることこそ、今次事故を将来二度と繰り返さない保証と思うが、赤城防衛府長官のお考えを、しかと承りたいのであります。(拍手)

なお、石川県小松など、新しい自衛隊の基地を設定するにあたりまして、地元の反対を緩和するために、民間航空との共用を打ち出している例もありますけれども、今度の事件を見て、軍民共用の基本方針は変えないつもりか。既定の飛行場においては分離の必要が痛感されている際ににおいて、ことさら民間との共用を強調するのも、英語ではびつたりこないと同時に、聞き違いもまた生じやすいのです。

なお、石川県小松など、新しい自衛隊の基地を設定するにあたりまして、地元の反対を緩和するために、民間航空との共用を打ち出している例もあります。(拍手)

次に、自衛隊機と民間機との無線の波長についてであります。なぜ、なぜ短波の波長が航空自衛隊機と民間旅客機と異なつておるのでありますか。タワーからの指示は、民間機に対するものは自衛隊機にわからない、自衛隊機に対するものは民間機にはわかつておりません。全体の飛行機にわかる統一した電波を使用していたならば、こ

のような事故は未然に防止できたと思われるが、その点、なぜ改善しなかつたのであるか、どうしてそのような措置がとられなかつたのであるか。この点、お伺いをいたしたいと思うのであります。

最後に、橋本運輸大臣にお尋ねいたします。

まず第一に、小牧空港の管制官の空港掌握の問題であります。承りますと、当日は暗かったから視界がきかず、全日空機がどこにいるかわからなかった。多分誘導路に入ってしまった

だらうと思つたといふような管制官の

第三に、管制用語の問題であります。指揮は英語をもつて行ない、時には日本語を使うとも聞いておりますが、英語ではびつたりこないと同時に、聞き違いもまた生じやすいのです。

第二に、管制用語の問題であります。なほさら、日本語、英語の混合使用では、弊害こそあれ、利するものはないときます。この際、管制用語は日本語に統一すべきであると考

ます。全日空機はどこにいるかわからなかつた、多分誘導路に入ってしまった

だらうと思つたといふような管制官の

第三に、管制用語の問題であります。なほさら、日本語、英語の混合使用では、弊害こそあれ、利するものはないときます。この際、管制用語は日本語に統一すべきであると考

ます。なほさら、日本語、英語の混合使用では、弊害こそあれ、利するものはないときます。この際、管制用語は日本語に統一すべきであると考

ます。全日空機はどこにいるかわからなかつた、多分誘導路に入ってしまった

だらうと思つたといふような管制官の

第三に、管制用語の問題であります。なほさら、日本語、英語の混合使用では、弊害こそあれ、利するものはないときます。この際、管制用語は日本語に統一すべきであると考

国家補償の問題についての御質問でございましたが、今回の原因は、まだはつきりしたことは申し上げられませんが、大体において、全日空の方の原因ではないよう考えられます。従つて、国家としまして、法律の許す限りにおいて、できるだけの弔慰や補償をすべきものだと考えております。

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○國務大臣(赤城宗徳君) このたびの事故に対しましては、まことに遺憾でございまして、犠牲者に対しまして心からお悔やみ申し上げます。

御質問の第一でありますと、飛行場を民間から取り上げておるのじやないか、どういうことありますか、そういふことは全然ございません。

第二に、飛行場を都心から外の方に移したらしいではないか。これはこもつともございまして、そういうふうに移したいと考えておりますが、何しろ、日本の地理的状況や経済的の関係で、それを十分にやるといふにはいかないのは、まことに遺憾でございます。そこで、現在の状況といたしましては、公用もやむを得ない、こう考えております。ただ、このたびの衝突事件は、主管大臣といたしまして、まことに責任の重大を感じておるのをいたしましたが、その他諸外国の事故等をよく検討する考えます。そらこのために努力をいたしたいと思います。

○國務大臣(赤城宗徳君) このたびの事故に対しましては、まことに遺憾でございまして、心からお悔やみ申し上げます。

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○國務大臣(赤城宗徳君) このたびの事故に対しましては、まことに遺憾でございまして、犠牲者に対しまして心からお悔やみ申し上げます。

それから、波長が今度の場合も違つておりまして、全日空の飛行機に対する波長と自衛隊機に対する波長が違つておりましたので、その連絡が十分でなかつたのではないか、これを統一したらどうか、こういうことであります。が、これは飛行機上に無線機を備えておりますが、自衛隊機に備えておりませんのは、その使用の目的から、多數のチャネルのUHFというのが有利であります。それを一般のVHFであります。そういうことに対するのは非常に困難であります。そういうことでありますので、やはり、波長といたしましては、自衛隊ではUHFの方を採用するといふことに相なっておりますので、こ

うの点は、そういう点で御了承願います。

〔国務大臣橋橋渡君登壇〕

○國務大臣(橋橋渡君) 今回の小牧の衝突事件は、主管大臣といたしまして、まことに責任の重大を感じておるのをいたしましたが、このたびの事件は、主管大臣としての方策を立てたいと実は思つているような次第であります。従いまして、今お尋ねに

それから飛行基地の獲得に、民間の共用といふか、民間も入つてくるといふことで、たとえば、小牧のよろんな場合にそういうことをやっておるではありますか、どうぞお聞きください。

それから、波長が今度の場合も違つておりまして、全日空の飛行機に対する波長と自衛隊機に対する波長が違つておりましたので、その連絡が十分でなかつたのではないか、これを統一したらどうか、こういうことであります。が、これは飛行機上に無線機を備えておりますが、自衛隊機に備えておりませんのは、その使用の目的から、多數のチャネルのUHFというのが有利であります。それを一般のVHFであります。そういうことに対するのは非常に困難であります。そういうことでありますので、やはり、波長といたしましては、自衛隊ではUHFの方を採用するといふことに相なっておりますので、こ

うの点は、そういう点で御了承願います。

〔国務大臣橋橋渡君登壇〕

○國務大臣(橋橋渡君) 今回の小牧の衝突事件は、主管大臣といたしまして、まことに責任の重大を感じておるのをいたしましたが、このたびの事件は、主管大臣としての方策を立てたいと実は思つているような次第であります。従いまして、今お尋ねに

それは、確かに飛行基地の獲得に、民間の共用といふか、民間も入つてくるといふことで、たとえば、小牧のよろんな場合にそういうことをやっておるではありますか、どうぞお聞きください。

それから、波長が今度の場合も違つておりまして、全日空の飛行機に対する波長と自衛隊機に対する波長が違つておりましたので、その連絡が十分でなかつたのではないか、これを統一したらどうか、こういうことであります。が、これは飛行機上に無線機を備えておりますが、自衛隊機に備えておりませんのは、その使用の目的から、多數のチャネルのUHFというのが有利であります。それを一般のVHFであります。そういうことに対するのは非常に困難であります。そういうことでありますので、やはり、波長といたしましては、自衛隊ではUHFの方を採用するといふことに相なっておりますので、こ

うの点は、そういう点で御了承願います。

〔國務大臣橋橋渡君登壇〕

○國務大臣(橋橋渡君) 今回の小牧の衝突事件は、主管大臣といたしまして、まことに責任の重大を感じておるのをいたしましたが、このたびの事件は、主管大臣としての方策を立てたいと実は思つているような次第であります。従いまして、今お尋ねに

それは、確かに飛行基地の獲得に、民間の共用といふか、民間も入つてくるといふことで、たとえば、小牧のよろんな場合にそういうことをやっておるではありますか、どうぞお聞きください。

それから、波長が今度の場合も違つておりまして、全日空の飛行機に対する波長と自衛隊機に対する波長が違つておりましたので、その連絡が十分でなかつたのではないか、これを統一したらどうか、こういうことであります。が、これは飛行機上に無線機を備えておりますが、自衛隊機に備えておりませんのは、その使用の目的から、多數のチャネルのUHFというのが有利であります。それを一般のVHFであります。そういうことに対するのは非常に困難であります。そういうことでありますので、やはり、波長といたしましては、自衛隊ではUHFの方を採用するといふことに相なっておりますので、こ

なりました点であります。が、管制官が誤認をしたということは、今のことところ、間違はない事実のようであります。現在、検察当局において逮捕され、号码によつて調べました結果、やはり、その点に誤認があつたといつておりますし、いろいろとテープ・レコード等によつて調べました結果、やはり、その点に誤認があつたといつております。それがどうなことがありますか、これから、波長が今度の場合も違つておりまして、全日空の飛行機に対する波長と自衛隊機に対する波長が違つておりましたので、その連絡が十分でなかつたのではないか、これを統一したらどうか、こういうことであります。が、これは飛行機上に無線機を備えておりますが、自衛隊機に備えておりませんのは、その使用の目的から、多數のチャネルのUHFというのが有利であります。それを一般のVHFであります。そういうことに対するのは非常に困難であります。そういうことでありますので、やはり、波長といたしましては、自衛隊ではUHFの方を採用するといふことに相なっておりますので、こ

なりました点であります。が、管制官が誤認をしたということは、今のことところ、間違はない事実のようであります。現在、検察当局において逮捕され、号码によつて調べました結果、やはり、その点に誤認があつたといつておりますし、いろいろとテープ・レコード等によつて調べました結果、やはり、その点に誤認があつたといつております。これがどうなことがありますか、これから、波長が今度の場合も違つておりまして、全日空の飛行機に対する波長と自衛隊機に対する波長が違つておりましたので、その連絡が十分でなかつたのではないか、これを統一したらどうか、こういうことであります。が、これは飛行機上に無線機を備えておりますが、自衛隊機に備えておりませんのは、その使用の目的から、多數のチャネルのUHFというのが有利であります。それを一般のVHFであります。そういうことに対するのは非常に困難であります。そういうことでありますので、やはり、波長といたしましては、自衛隊ではUHFの方を採用するといふことに相なっておりますので、こ

なりました点であります。が、管制官が誤認をしたということは、今のことところ、間違はない事実のようであります。現在、検察当局において逮捕され、号码によつて調べました結果、やはり、その点に誤認があつたといつておりますし、いろいろとテープ・レコード等によつて調べました結果、やはり、その点に誤認があつたといつております。これがどうなことがありますか、これから、波長が今度の場合も違つておりまして、全日空の飛行機に対する波長と自衛隊機に対する波長が違つておりましたので、その連絡が十分でなかつたのではないか、これを統一いたらどうか、こういうことであります。が、これは飛行機上に無線機を備えておりますが、自衛隊機に備えておりませんのは、その使用の目的から、多數のチャネルのUHFというのが有利であります。それを一般のVHFであります。そういうことに対するのは非常に困難であります。そういうことでありますので、やはり、波長といたしましては、自衛隊ではUHFの方を採用するといふことに相なっておりますので、こ

なりました点であります。が、管制官が誤認をしたということは、今のことところ、間違はない事実のようであります。現在、検察当局において逮捕され、号码によつて調べました結果、やはり、その点に誤認があつたといつておりますし、いろいろとテープ・レコード等によつて調べました結果、やはり、その点に誤認があつたといつております。これがどうなことがありますか、これから、波長が今度の場合も違つておりまして、全日空の飛行機に対する波長と自衛隊機に対する波長が違つておりましたので、その連絡が十分でなかつたのではないか、これを統一いたらどうか、こういうことであります。が、これは飛行機上に無線機を備えておりますが、自衛隊機に備えておりませんのは、その使用の目的から、多數のチャネルのUHFというのが有利であります。それを一般のVHFであります。そういうことに対するのは非常に困難であります。そういうことでありますので、やはり、波長といたしましては、自衛隊ではUHFの方を採用するといふことに相なっておりますので、こ

(拍手)たとえば、小牧のごときも、その発着度数が民間機二十回に対しても自衛隊機が約百六十回と、実にその数八倍と新聞は伝えております。それのみか、羽田空港でさえも、最近、自衛隊の飛行機が割り込んで、民間機の発着に支障を来たしているといわれるではありませんか。さらに、ジェット機は、その速度とガソリンの大量消費という立場からして、滞空のための最低速度百八十ノット、すなわち、約二百五十キロであります。その速度は全日空の最高速度とひとしく、それよりおそれれば飛行することができぬという性能であります。かくして、一秒のむだも許さない高速のジェット機が、着陸を待つために飛行場の上でぐるぐる回るといふのは、やれないのであります。しかし、民用空港でありながら、必然的に軍用優先とならざるを得ないのであります。飛行場が足りないからとの理由で、今後とも、このよくな危険をおも続けるお考えなどどうか。航空法の改正により管制官に対する運輸省と防衛省との円滑なる連絡のみでは決して解決し得る問題ではないと信じますが、総理のお考へはいかがであります。公用を廃止する以外ないと思ふが、いかがであります。

か。(拍手)管制に万全を期するといふだけでは問題の解決にはならないと思ふのであります。次に、都市周辺の軍事基地に対する問題であります。今回小牧空港に起きた事故の直接の原因はともかくといたしまして、名古屋市という大都会に接する空港は、当然、人員の輸送がそのため必要とされるものであります。しかし、自衛隊機が高性能であればあるほど、事故を起こす危険率は高く、さらには、異常な爆音を伴い、さらに発着訓練を中心とする基地として共用することは絶対に避けるべきであります。都市周辺の空港は今後民間のみとして、特殊の使命を目的とする軍用機の使用は、都市をはるかに離れた飛行場に移るべきであると考へます。

次に、着陸を待つために飛行場の上でぐるぐる回るといふのは、やれないのであります。しかし、民用空港でありながら、必然的に軍用優先とならざるを得ないのであります。飛行場が足りないからとの理由で、今後とも、このよくな危険をおも続けるお考えなどどうか。航空法の改正により管制官に対する運輸省と防衛省との円滑なる連絡のみでは決して解決し得る問題ではないと信じますが、総理のお考へはいかがであります。公用を廃止する以外ないと思ふが、いかがであります。

か。(拍手)管制官は、その能力において、およそ短大出程度の英語能力を有し、その上、六ヶ月の研修を積み、さらに九ヶ月の実習を終えて、初めてその実務につくといふ高度の技術と、注意力と、精神力と、感銘的対立のあつたことを、はたして徹底的に追及すると述べられました。が、原因ははつきりとわかつておるのあります。公用を廃止する以外ないと思ふが、いかがであります。

か。(拍手)管制に万全を期するといふだけでは問題の解決にはならないと思ふのであります。次に、都市周辺の軍事基地に対する問題であります。今回小牧空港に起きた事故の直接の原因はともかくといたしまして、名古屋市という大都会に接する空港は、当然、人員の輸送がそのため必要とされるものであります。しかし、自衛隊機が高性能であればあるほど、事故を起こす危険率は高く、さらには、異常な爆音を伴い、さらに発着訓練を中心とする基地として共用することは絶対に避けるべきであります。都市周辺の空港は今後民間のみとして、特殊の使命を目的とする軍用機の使用は、都市をはるかに離れた飛行場に移るべきであると考へます。

か。(拍手)管制官は、その能力において、およそ短大出程度の英語能力を有し、その上、六ヶ月の研修を積み、さらに九ヶ月の実習を終えて、初めてその実務につくといふ高度の技術と、注意力と、精神力と、感銘的対立のあつたことを、はたして徹底的に追及すると述べられました。が、原因ははつきりとわかつておるのあります。公用を廃止する以外ないと思ふが、いかがであります。

用から生ずる危険をいかにして防止するかという点に関しまして、いろいろな点で今度の事故が教訓を与えておると思います。これを徹底的に究明しまして、将来に対し万全の措置を講ずるよろに、政府としては真剣に検討して対策を立てるつもりでございます。

(拍手)

【國務大臣橋瀬渡君登壇】

○國務大臣(橋瀬渡君) ただいまの塚本さんの質問であります。ジェット機の点は、御存じのように、やはり非常なスピードがあります。民間航空の輸送機はそれと比較にならない点があるのですから、危険が非常にありますから、危険が非常に

あるのでありますから、危険が非常に常なスピードがあります。民間航空の中には、昨日、次官を長いたしました委員会を作りまして、この点を急速に解決いたしたい。また、大蔵当局その他の関係方面にもお願いを申した

いと思っておるような次第であります。なお、弔慰金の問題は、今事件等が明白になれば、さいせんもお答えしまして、国家の責任があれば、國臣としては望ましいことあります。そういう線に沿うて努力をしたいと思ふのでありますけれども、ただいま経理も申されたような諸事情等もありまして今日に至つておるような次第であります。しかし、管制上の問題は、十分に、自衛隊、ことに防衛省長官と協議をいたしまして、こういうようなく間違はないように、また、将来努力いたしたいと思ふ次第であります。

なお、今回の事故につきまして、全日空が、非常に不運と申しますか、問題になりましたが、今回の事件に因ります限りは、全日空側は責任がないと

いたしましたが、管制官の待遇といふものは、他から見ますと驚くべき精神的な労働であります。しかも、狭隘な建物の中で非常な努力をしてやつておる等のこともありますので、この機会に、どうしても、根本的に、管制官の待遇、精神的なゆとりのあるような物的な方向についても裏づけをすることが必要である、一方に、やはり、科学的にもっと掘り下げて研究する必要があるというわけで、運輸省導いたしたいと思ふ次第であります。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これをもって緊急質問は終わりました。

自治庁設置法の一項を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) この際、議院運営委員会の決定により、内閣提出、自治庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。國務大臣石原幹市郎君。

また、消防行政につきましては、その重要性にかんがみ、かねてその強化充実をはかる必要が痛感されておるのあります。現在、これをつかさどる国家消防本部は、国の行政組織上の地位が明確でないのを改めまして、自治体消防の本質とその地方公共団体の一貫性をはかるとともに、國

は、その本来の公事務を処理するほか、國の行政もその大半は地方公共団体の手を通じて行なわれ、國税及び地方税を合せた租税総額の六割以上は、これらの行政を遂行するために、地方公共団体の責任で使用しているの

財政に比肩する大きさを持つておるのあります。このように、地方自治はいは要員の確保等に全力をあげておるような次第で、その業績は見るべきものがあると思うのですが、政府が、一昨年の八月、事故にあいましてからは、極力航空機の安全性の確保等に努力せられまして、機材の整備あるいは要員の確保等に全力をあげておるようになりました。このように、地方自治は、一日航に對しましても一段と指導いたしたいと思ふ次第であります。

以下、本法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、自治庁設置法を改めて、自治庁を自治省とし、國家消防本部をこれに統合して、自治省の外局として消防庁を置こうとするものであります。自治省の権限は、現行の自治省及び國家消防本部のままになりますが、まだ、省の設置に伴い、従来、内閣総理大臣の権限に属していた事務が自治大臣の権限に移ることになりますので、これがため必要な条文の整理を行なうこととしたしました。なお、消防庁の組織所管事務及び権限は、従前の通り、消防組織法の定めるところによるものといたしました。

第二は、自治省の機構につきましては、内部部局はすべて現在の自治庁のままとし、付属機関として、従来の自治庁の付属機関のほかに、これまで總理府の付属機関であった奄美群島復興審議会を管轄し、自治省を置くこととしたいたい 것입니다。

第三は、自治省の設置に伴い、職員の引き継ぎ、その他、従前の処分等に關する経過措置を定めるとともに、關係法律の整理を行なうこととしたいたしました。

以上が自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨でござります。(拍手)

自治庁設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)の趣旨説明に対

する質疑

○謹長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に対しまして、質疑の通告があります。順次これを許します。佐野憲治君

〔佐野憲治君登壇〕

○佐野憲治君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま御説明になりました自治庁設置法の一部を改正する法律案に対し、若干の質疑を行なわんとするものであります。(拍手)

本法案は、現在の自治廳に國家消防本部を加え、自治省に昇格せしめんとするもので、形式的にこれを見ますれば、きわめて単純な行政機構の一変革にすぎないのであります。しかしながら、国民の多くは、この法案が意図する目的は一体どこにあるのかと、深い疑惑を抱いているのであります。(拍手)

眞のねらいは、政府が当面している貿易の自由化、再軍備増強など、重大政策の実現にあたって、これに応する行政機能を合理化するため、政府が地方行政の運営に対する干渉及び支配を強化し、さらに行政的統制と監督の範囲を拡大せんとするのが、本法案のねらいであり、まさしく自治権を抑圧せん

とする法案であるという点に対しても不安を抱いておるのであります。(拍手)

私は、これら国民の不安と疑惑を解明するために、この点に重点を置いて質

疑を進めるとして行ないます。

まず第一にお尋ねいたしたい点は、

政府の行政機構改革の具体的な方針と

内容についてであります。

〔佐野憲治君登壇〕

私は、かつて鳥山内閣の三大公約の一つであつたわけであります。自來、歴代の内閣は、常に選挙の機会のあること

に、行政機構の改革、その決意を国民に訴えて参つておるのでありますが、

現在に至るまで、一度も行政機構改革

に対するところの全貌をお示しになつていいのであります。ですから、岸

総理もしばしば国民に訴えておられま

すけれども、実際行政機構を改革す

る決意を持つておられるのかどうか。

單なる選挙のためのキャッチ・フレー

ズとして、中身は全くからっぽなん

だ、と、こういう流言すらも国民の間

に行なわれておる状態なのであります

て、総理及び行政管理局長官は、この

機会に、岸内閣が一体どうい行政機

構の改革に対するところの審議を経て

きておるが、あるいはまた、その全貌

に対して、本議場を通じて明らかにし

ていただきたいのであります。(拍手)

本法案が今まで行政機構の内容を明らかにされていないのに、今回、突如として、自治庁本来の目的と性格を変える

おそれのある、しかも、憲法に保障さ

れている地方自治の本旨をゆがめる重

大な改正を行なわんといたしておるの

はなぜであるか。また、政府は、全般

的な行政機構改革の構想と切り離し

て、この法案のみを突如として提案い

たした、その理由を説明していただき

たいであります。(拍手)

第二の質問は、昭和三十一年四月二十三日、第二十四国会におきまして、

政府から内政省設置法案が提案され

おるのであります。これに対する関連

性についてお尋ねしたいわけであります

が格より、むしろ、窮屈している地方行

財政問題の解決こそ政府の責任である

と思つてあります。(拍手) 地方行財

事務省設置法案は、自治庁と建

設省の全部局を包括するところの法案

であつたのであります。しかも、その

上に警察行政を加えまして、戦前の内

務省を復活せんとする意図があつたこ

とは、明らかな事実であります。それ

ゆえにこそ、世論はあげてこの法案に

反対を唱え、衆議院もまた、政府や一

部与党幹部の強引な横車を避けまし

て、二十六、二十七国会におきまして

はそれぞれ継続審議と相なり、ついに

二十八国会におきまして廃案に帰した

のであります。しかるに、今回、自治

府設置法の一部を改正する法律案とし

て、名称を変えてここに提案になつた

のであります。さきの国会における

世論の動向や野党の勧告をくみとつた

ことときをこらして、慎重な考慮を

きまつては二千二百億円と、計画を大

きく上回つておるわけであります。も

ちろん、地方財政計画と決算とが相違

たしておりますが、政府の意図する方

向は、内政省設置の場合と同じもので

あるのかどうか。総理及び行政管理庁

長官から、この両法案のそれぞれの目

的並びに相違点につきまして、率直に述べていただきたいのであります。

第三の質問は、私は、自治省への昇

格より、むしろ、窮屈している地方行

財政問題の解決こそ政府の責任である

と思つてあります。(拍手) 地方行財

事務省設置法案は、この狂いを乗たして

いるのであります。私は、眞剣に考えなければならぬ問題点を含んでおると思うのであります。自治庁長官は、この狂いは

何によつてできて参つておるか、この

点につきまして、その見解を述べていただきたいたいのであります。

その一つは、地方財政計画について

あります。政府は、一ヵ年間における

財政の現況と問題点について、二、三お

尋ねしたいと思うのであります。

することは、地方財政計画の性格から見ますならば、あるいはやむを得ない面もあるであります。政府は、真剣に考えなければならぬ問題点を含んでおると思うのであります。円も違つておる、こういう原因につきましては、私は、真剣に考えなければならぬ問題点を含んでおると思うのであります。一ヵ年間ににおける計画と決算が二千億円も違つておる、こういう問題点につきましては、私は、真剣に考えなければならぬ問題点を含んでおると思うのであります。このよくな狂いを乗たして、その見解を述べていただきたいたいのであります。

第三の質問は、私は、自治省への昇

格より、むしろ、窮屈している地方行

財政問題の解決こそ政府の責任である

と思つてあります。(拍手) 地方行財

事務省設置法案は、この狂いを乗たして

いるのであります。私は、眞剣に考えなければならぬ問題点を含んでおると思うのであります。自治庁長官は、この狂いは

何によつてできて参つておるか、この

点につきまして、その見解を述べていただきたいたいのであります。

その一つは、地方財政計画について

あります。政府は、一ヵ年間における

財政の現況と問題点について、二、三お

尋ねしたいと思うのであります。

その一つは、地方財政計画について

あります。政府は、一ヵ年間における

財政の現況と問題点について、二、三お

尋ねしたいと思うのであります。

その一つは、地方財政計画について

あります。政府は、一ヵ年間における

財政の現況と問題点について、二、三お

尋ねしたいと思うのであります。

(号)外

し、地方自治の健全なる発展をはかり、かつ、内政全般の総合的、能率的な運営を期することを、自治厅昇格の理由の一つに、ただいま石原長官はあげておられるのであります。従来から進められておる行政の中央集権化と、地方団体に対する監督権を強化することをねらつておるこの法案を、私どもは断じて許すことができないのです。

今日、地方自治体は、国税・地方税を通じて、一千二百七十九億円に達しておるわけですが、石原長官も述べられましたように、この二兆一千億円のうち、六二%が、実は、地方政府団体がこの仕事を実施いたしておるわけであります。いかに中央各省がその仕事を地方政府に押しつけているかということを、この数字は証明いたしておるわけでございます。たゞ、明年度の予算書の中で、中央各省の補助金の種類を調べてみますと、八百八十一の項目に分かれておるわけであります。総額は四千一百億円と見えます。しかしながら、これは項、目だけであります。銘に入りまして、細目を見て参りますならば、驚くなれ、一千四百三十二の種類に分かれておるわけであります。この中には、わざか一府県に五万円以下、一万五千円の補助金を与えて、国の仕事を押しつけておる、こういふのも政府の資料の中にはつきりと出て参つて

おるわけであります。しかも、補助金の整理、補助金の効率化を述べておられますけれども、前年度と比較いたしておられるのであります。

田にもなつておるのであります。今日における地方行政の運営の中に、戦争前よりもなおさら強い中央集権化が現われて参つておりますことは、私が今ここで例をあげて説明するまでもなく、現在の東京都におきましても、全国の道府県の事務所が設けられ

ております。幾多の職員がここに常駐しております。多くの職員がここに常駐しておることを通じて見て参りまして、も、このことを難弁に物語つておるものと考えるのであります。

一面、地方財政計画による歳出の面を見て参りましても、一兆五千三百八十億円と明年度は見込んでおるわけであります。そのうち、法律上、事実上、どうしても県や市町村役場が使わねばならない経費は、給与費の六千億円、国庫補助の伴う一般行政費一千四百十一億円、直轄地方負担金及び国庫補助の伴うもの三千三百六十二億円、公債費が八百四十一億円、これらを合わせますと一兆一千七百十五億円に相なるわけであります。ですから、これらを引いてしまいますと、残りはわざか二四%にしか達していないのが現状であります。このうち、物件費と消耗品費に一千百四十五億円、これを差し引きますと、わざか八%であります。

おますならば、四十八の種類が逆にふえた参つております。その金額は六百億円にもなつておるのであります。

道路であつても、現在國が道路五力年計画をもつて実施しているもの、あるいはまた、文教施設費等の國の施策に基づくものを除きますと、県や町村が行なう公共事業は、わざか五%であります。おそらく、閣僚各位のお生まれになつた故郷における町役場や村役場は、膨大な予算は持つておりますけれども、わざか五%の経費をもつて、子供たちのことや環境衛生のこと等をやろうとしてできぬ苦衷を、どのようにお考へになるでありますか。

(拍手)全く地方政府団体の行政機能を無視し、一方的に仕事を押しつけ、これが執行を監督するという工合に、まるで県や市町村を準禁治産者扱いにして、その機関を下請機関たらしめていながらかと考えるのであります。

(拍手)私がおそれますことは、自治が自治省に昇格することによって、さらにこの傾向が強化されると思うが、この点に関しまして、一般の国民も地元上、どうしても県や市町村役場が使はねばならない経費は、給与費の六千億円と明年度は見込んでおるわけでもあります。しかしながら、この税財源を見て参りますと、國は一兆五千四十八億円で、一千億円に達しておるわけであります。しかししながら、この税財源を見て参りますと、國は一兆五千四十八億円で、一千億円に達しておるわけであります。しかしながら、この税財源を見て参りますと、國は一兆五千四十八億円で、一千億円に達しておるわけであります。しかしながら、この税財源を見て参りますと、國は一兆五千四十八億円で、一千億円に達しておるわけであります。

さて、さうして、どうしておこるのか、それはわざか六千三百三十億円、二九%にすぎないわけであります。このためには、地方団体は、七百億円に及ぶところの、税金外による、PTAの寄付金、その他の寄付金や負担金に依存いたしておりますし、このほかにも、超過課税、あるいはまた零細なる独立団体は、もはや、一般会計だけでも六千億円をこえるところの起債を発行いたしておるわけであります。これらによつてようやくやりくりをしているところのが、地方政府の偽らざる現状だと考えるのであります。(拍手)

しかも、ここに私は指摘しておかねばならないと思ひますことは、わが國の受け持つ仕事を明確にするということ

ちは問題があると考えるのであります。が、私は、窮屈した地方財政の問題を解決しようとするならば、何よりも最初に、国と地方の税財源の配分を真剣に考えなければならぬと思うのであります。総理のことに対する所見を承りたいのであります。総理は、昨年から設けられた税制審議会、ここにおい十分審議を現在願つておる、その答申を待つて検討したいと、たしかお答えになるだらうと思ふのであります。

しかし、もしそうであるとするならば、おさらのこと、地方自治の健全な發展のために、その答申を待つて自治庁の機構やその役割について十分に検討されるのが本筋だと考えるのであります。

第四点といたしましては、後進地域未開発地についてであります。

日本の資本主義の戦後における特異な

る發展と、政府の大資本育成政策の結

果として、各地域における所得の格

差、あるいは職業別所得の格差、各階

層における所得の格差は、毎年、年

を追つて拡大いたしておるのでありま

す。このことは、私がここに統計や數

字を引き合ひに出すまでもなく、政府

自身の手によつて作られました資料に

よつても明らかなる事実であります。真

に、日本における民主主義の成長と、

地方住民の繁栄と幸福を守る愛情と熱

意があるといたしますならば、これま

でのよろな、資本家のために奉仕し、その犠牲を国民大衆の生活に当てるといふ今までの政策を大胆に転換して、後進地域の開発と、その住民の生活水準の向上、並びに、特に後進地域における地方自治体の破壊状態を解決するための抜本的対策を立てるべきだと思ふ

(拍手) 最後に、私は、以上述べましたように、国と地方團体、公共團体相互の連絡調整をはかり、地方自治の伸展をはかる道は、本案が意図するがごとき、自治庁の権限を拡大し、政府の監督権を強化するとあります。

わが日本社会党は、自治庁を、本来いう、戦争前の中央集権的官治方式に戻るべきでないことを強く訴えたいのであります。

○國務大臣岸信介君登壇 ○國務大臣岸信介君登壇 (拍手) [國務大臣岸信介君登壇] お答えをいたします。

行政機構改革に関して、その内容の全貌を示せといふ御質問でござります。

行政機構の改革といふことは、歴代の内閣も考へておりましたし、私どもこ

れを真剣に考へておりまして、すでに政府における行政審議会にこれを付議して、その答案の一端を得ております。また、党内外にもこれに関する特別

委員会を設けて、鋭意検討をいたしております。要は、行政機構をできるだけ簡素化してその能率を上げるという

目標を置いて、そうして、各種の行政機構を検討して、具体的な結論を得た

ものからこれを実施するといふ考へであります。今回御提案申し上げてお

りますように、自治庁設置法の一部を改正して自治省を作るという問題につきましては、私ども、最も時宜に適したものとして提案をし、御審議を願つておきます。

この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておるのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置しようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておるのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置しようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておるのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置しようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておるのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置しようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておるのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置ようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておるのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置ようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておるのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置ようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置ようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置ようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置ようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

当膨大な規模をもつてこれを設置ようとおきましては、建設省や自治庁など、この二大行政を地方自治体に再び戻す問題であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいは他の北海道開発庁等々、相

そう考へておらぬのであります。十分、社会党の御意見等につきましても、本案の御審議に際して御検討を願つて、そらして、これによつて、一面、大事な地方自治の健全な育成と、そうして、国と地方との關係を十分明確にしていくといふ点につきまして、私どもの考へておることを御検討いただきことを願ひいたしておきます。(拍手)

〔國務大臣(益谷秀次君登壇) お答え申し

○國務大臣(益谷秀次君) お答え申し

する中央機構を設けて、そして地方自治の發展をはかり、なお、國土の開発、建設をはからなければならぬとい

うのであります。そこで、われわれは、でき

りまして、都道府県も市町村も一

緒にして作り上げられるものでありますから、大体平均的の数字、通常の水準の数字をあげていくのであります。

方連絡事務局でありますか、これらを統合いたしました相当大規模の機構改革であります。しかし、今回の機構改革は、第四次の行政審議会の答申に基づくものであります。そこで、御承知の通り、先ほど申しました、地方自治の発展をはかり、そして、中央機構を整備して、強化していくかなければならぬ。主として地方自治の發展といふところに思いをいたして提案したのでござります。(拍手)

〔國務大臣(石原幹市郎君登壇) 第一の行

政機構改革の問題につきましては、總理、副總理からすでにお答えがありま

したので省略をいたします。ただ、前回の鳩山内閣当時の提案には警察の機

構を含んでおつたのではないかといふこと

でございましたが、これは全然誤解でございましてそれは含まれていません。

また、だいまも、そういう意図は全然持っていないのでござい

ます。

〔國務大臣(石原幹市郎君登壇) 第二の行

政機構改革の問題につきましては、總理、副總理からすでにお答えがありま

したので省略をいたしました。ただ、前

回の鳩山内閣当時の提案には警察の機

構を含んでおつたのではないかといふこと

でございましたが、これは全然誤解でございましてそれは含まれていません。

また、だいまも、そういう意図は全然持っていないのでござい

ます。

〔國務大臣(石原幹市郎君登壇) 第三の行

政機構改革の問題につきましては、總理、副總理からすでにお答えがありま

したので省略をいたしました。ただ、前

回の鳩山内閣当時の提案には警察の機

構を含んでおつたのではないかといふこと

でございましたが、これは全然誤解でございましてそれは含まれていません。

また、だいまも、そういう意図は全然持っていないのでござい

ます。

〔國務大臣(石原幹市郎君登壇) 第四の行

政機構改革の問題につきましては、總理、副總理からすでにお答えがありま

したので省略をいたしました。ただ、前

回の鳩山内閣当時の提案には警察の機

構を含んでおつたのではないかといふこと

でございましたが、これは全然誤解でございましてそれは含まれていません。

また、だいまも、そういう意図は全然持っていないのでござい

ます。

れは、御指摘の通り、直轄事業や補助事業が多くて、単独事業が少ないのであります。

そこで、われわれは、でき

りまして、都道府県も市町村も一

緒にして作り上げられるものであります。

だけ地方財源を獲得いたしまして、

ことに後進地域、未開発地域には、そ

ういうところの事業がしやすいよう

に、できるだけの財源を配つていただき

ます。その結果、このように、

いふべきことから今回の大

改革は、このように、

力な責任機構の自治省をむしろ作つて、その発言力を大きくしていく

て、その自治尊重であり、育成で

きます。このことは、こうしたことから今回の自

治省を提案しておる次第でございま

す。

大体、以上で答弁といたします。

〔國務大臣(石原幹市郎君登壇) 第五の行

政機構改革の問題につきましては、總理、副總理からすでにお答えがありま

したので省略をいたしました。ただ、前

回の鳩山内閣当時の提案には警察の機

構を含んでおつたのではないかといふこと

でございましたが、これは全然誤解でございましてそれは含まれていません。

また、だいまも、そういう意図は全然持っていないのでござい

ます。

〔國務大臣(石原幹市郎君登壇) 第六の行

政機構改革の問題につきましては、總理、副總理からすでにお答えがありま

したので省略をいたしました。ただ、前

回の鳩山内閣当時の提案には警察の機

構を含んでおつたのではないかといふこと

でございましたが、これは全然誤解でございましてそれは含まれていません。

また、だいまも、そういう意図は全然持っていないのでござい

ます。

いふことになるのか、御説明を一つ先にお願いしたいと思います。

それから、あとは、この説明の中にはこういふふうにいわれております。

「地方自治の健全な発達と國政の適切な運営をはかることがする緊要であります。」

では適当とは認め難く、責任ある一省

を設けることが必要であると存するの

であります。」

こう書いてあります。

この問題は、文章をそのまま読めば別

に不思議はないようですが、一体どつ

ちに向けてほんとうに責任を負おうと

するのか。今の自治省でどういう不都

合があるのか。私は、今の自治省でも

何ら不都合はないと考える。ことに、

自治省を設置されましたが経過について

は、総理大臣もよく御存じだと思います。

まず最初にお聞きしておきたいと思

います。

案、日程第二、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に於ける法律案、日程第三、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十五年二月一日

内閣総理大臣 岸 信介

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律

十二年法律第八十六号は、廃止する法律

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 臨時受託調達特別会計の昭和三十四年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際、臨時受託調達特別会計に屬する権利及び義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 臨時受託調達特別会計の昭和三十四年度の歳出予算における調達契約支払金の金額について、財政法（昭和二十一年法律第三十四

号）第十四条の三又は第四十二条の規定に基づき翌年度に繰り越して使用する必要があるときは、その使用は、一般会計において行なうものとする。

5 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。
附則第七項中「調達を行ひ、並びに受託調達契約を履行するため必要な契約の締結、検査その他の事務を長官の定めるところにより実施する。」を「調達を行なう。」に改め、同項を附則第六項とし、附則第八項以下を一項ずつ繰り上げる。

6 この法律の施行前に締結した改正前の防衛庁設置法附則第六項第一号に規定する受託調達契約の実施本部の行なら事務については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

経済及び技術協力のため必要な物品を、外國政府若しくはその機関又は国際連合若しくはその専門機関に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

この法律案を提出する理由である。

補助金等の臨時特例等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づき日本国政府に無償で譲渡される予定の艦船の受託調達契約の実施に關する事務が終了する段階に至つたので、臨時受託調達特別会計を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右
国会に提出する。

昭和三十五年二月二十四日

内閣総理大臣 岸 信介

○謹長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長植木庚子郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔植木庚子郎君君壇〕
ました臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案外二法律案について、大蔵

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に關する法律案外二案

右
国会に提出する。

内閣総理大臣 岸 信介

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に關する法律案

附 則

附則第九項中「昭和三十五年三月三十日」を「昭和三十六年三月三十日」に、「昭和三十四年度分」を「昭和三十五年度分」に改める。

附 則

政府は、条約その他の国際約束に基づく経済及び技術協力のため必要な物品を、外國政府若しくはその機関又は国際連合若しくはその専門機

関に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

補助金等に関する昭和三十四年度までの特別の措置を、昭和三十五年

度においても、引き続き講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

あります。

本案は、去る二月一日大蔵委員会に付託となりまして、審議の結果、三月十五日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に關する法律案について申し上げます。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。

委員会における審議の経過並びに結果を報告申じ上げます。

この法律案は、政府が、経済及び技術協力のため設置いたしました海外技術セクター等で必要な物品を、外国政府または国際連合等に対して無償または時価よりも低い対価で譲渡することができるなどとするものであります。ところが、国の所有に属する物品を時価によらないで処分する場合は、財政法第九条の規定により、法律に基づくことを要しますので、この法律案が提出せられた次第であります。

本案は、去る一月二十九日日本委員会に付託せられ、慎重に審議いたしましたところ、昨十七日、各派共同による修正案が提出せられました。

修正の趣旨は、本則中の「外国政府」なる用語は、日本政府以外のすべての国の政府を意味するため、広範に過ぎて適当でなく、提出者たる政府の意図も、開発途上にある外国の政府を意味しておられますので、「外国政府」とある部分を「開発途上にある外国の政府」と改めようとしています。

次いで、本法律案及び修正案について質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はそれ全会一致をもつて可決となり、すなわち、修正議決いたしました次第でございます。

最後に、補助金等の臨時特例等に関する法律案は、補助金等の整理合理化の一環として、昭和二十九年度以降

昭和三十四年度まで毎年度実施して参りました特例措置を、引き続き昭和三十五年度においてもこれを踏襲することとし、その有効期限を、三十六年三月三十日までさらに一年間延長することといたそろとします。

なお、漁船損害補償法並びに外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法に基づく補助金につきましては、別途今国会に提出せられております漁船損害

補償法の一部を改正する法律案並びに外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案によりま

して、それぞれ本特例法の趣旨にのつとった実体法の改正を行ない、その改定を削除することとなつておりますので、この点、つけ加えて申し上げておきます。

本案は、去る二月二十四日大蔵委員会に付託となりまして、外航船舶の利子補給及び補助金行政の実態等について質疑があり、その他審議の結果、三月十七日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) [参照]

物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案に対する修正案

案

経済及び技術協力のため必要な物

品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案の一部を次のよう修正する。

本則中「外国政府」を「開発途上にある外国の政府」に改める。

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

日程第一の委員長の報告は可決、第二の委員長の報告は修正であります。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第三を採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。よって、本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案を委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第三を採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。よって、本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

右

国会に提出する。

昭和三十五年三月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

理由

公営企業金融公庫について、その

資本金を増額するとともに、当分の

間、農林漁業金融公庫からの委託を

受け、地方公共団体の行なう造林

に必要な資金の貸付に係る業務を行

なう」とができる」ととする必要が

ある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

右

国会に提出する。

昭和三十五年三月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改

正する法律

年法律第八十三号) の一部を次のよ

うに改正する。

第五条中「十五億円」を「十八億円」

に改める。

右

国会に提出する。

昭和三十五年三月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

改正する法律

市町村職員共済組合法(昭和二十

九年法律第二百四号) の一部を次の

よう改訂する。

○天野公義君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第四とともに内閣提出、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を追加して両院に提出する。

（農林漁業金融公庫からの業務の受託）

9 公庫は、当分の間、農林漁業金融公庫からの委託を受け、地方

公共団体の行なう造林に必要な資金の貸付に係る業務を行なうことができる。

附則中第九項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

（農林漁業金融公庫からの業務の受託）

9 公庫は、当分の間、農林漁業金融公庫からの委託を受け、地方

公共団体の行なう造林に必要な資金の貸付に係る業務を行なうこと

ができる。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 附則

案を一括議題とし、委員長の報告を

求める、その審議を進められることを望

みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動

議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 附則

案を一括議題とし、委員長の報告を

求める、その審議を進められることを望

みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動

議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 附則

案を一括議題とし、委員長の報告を

求める、その審議を進められることを望

みます。

○議長(清瀬一郎君) 附則

案を一括議題とし、委員長の報告を

求める、その審議を進められることを望

みます。

○議長(清瀬一郎君) 附則

案を一括議題とし、委員長の報告を

求める、その審議を進められることを望

みます。

附則第二十八項及び附則第二十九項中「昭和三十五年十二月三十一日」を昭和三十六年十二月三十一日に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

官報(号外)

市町村職員共済組合の短期給付に係る市町村負担金及び附加給付にかかる特例が認められる期間を、昭和三十六年十二月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長 濱地文平君。

[報告書は会議録追録に掲載]

[濱地文平君登壇]

○濱地文平君 ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案並びに市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。まず、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容は、第一に、公営企業金融公庫の資本金を増額しようとするものであります。すなわち、昭和三十二年六月に設立された本公庫は、地方公

共団体の經營する水道、交通等の公営企業の整備のために低利かつ安定した資金を供給することを目的とするもので、発足以来、順調な運営を行ない、所期の目的を果たしつつあります。今後さらに地方公共団体の公営企業を円滑に推進するため、本公庫の業務運営の基礎を一そら充実する必要がありますので、今回、政府は、産業投資特別会計から三億円を出資し、現在の資金十五億円を十八億円に改めようとするものであります。

第二は、昨年度より造林のための資金を国が農林漁業金融公庫に出資し、公有林にかかる分についても同公庫より関係地方公共団体に貸付を行なうことになったのであります。地方公共団体に対する資金の融通を行なう機関として公営企業金融公庫が設置されており、地方公共団体との関係において、窓口事務の一元化をはかる上からも、その事務は本公庫において取り扱うことなどが適当であると思われますので、昭和三十五年度より当分の間は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫の委託を受けて、地方公共団体の行なう造林に必要な資金の貸付業務を行なうことができる」ととしよるとするものであります。

本案は、二月十五日本委員会に付託され、慎重に審査いたしましたが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

三月十五日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、両案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

次に、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行の市町村職員共済組合法の規定におきましては、市町村職員共済組合の、いわゆる付加給付及び短期給付に要する費用についての市町村の負担金に関する特例が昭和三十五年十二月三十一日まで認められているのであります。

ですが、目下、地方公務員を通じて統一的な共済制度について検討が進められています。そこで、政府は、今回、本案を提出して、これらの特例の期間を昭和三十六年十二月三十一日までさらに一年間延長しようとするものであります。

本件もまた慎重に審査いたしましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

本十八日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 住宅地区改良法案(内閣提出)

日程第六 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四章 罰則(第三十七条~第三十九条)
(目的)
第一章 総則
第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区的改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区的環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「住宅地区改良事業」とは、この法律で定めるところに従つて行なわれる改良地区の整備及び改良住宅の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

第三条 この法律において「施行者」とは、住宅地区改良事業を施行する者をいう。

第四条 この法律において「不良住宅」とは、第四条の規定により指定された土地の区域をいう。

第五条 この法律において「建築物」は、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいう。

第六条 不良住宅の判定の基準に関する事項は、政令で定める。

第七条 この法律において「改良住宅」とは、第十七条の規定により施行者

目次
第一章 総則(第一条~第四条)
第二章 住宅地区改良事業
第一節 事業計画(第五条~第八条)
第二節 改良地区の整備、改良

第三節 住宅の建設等(第九条~第二十一条)
第四節 費用の負担及び補助(第二十二条~第二十四条)
第五節 第二十五条~第二十九条)

第三章 雜則(第三十三条~第三十三条)
第六章 第五節 第二十九条~第三十条)

第十一章 第二十九条~第三十条)

第十二章 第二十九条~第三十条)

第十三章 第二十九条~第三十条)

第十四章 第二十九条~第三十条)

第十五章 第二十九条~第三十条)

第十六章 第二十九条~第三十条)

が建設する住宅及びその附帯施設をいう。

7 この法律において「地区施設」とは、児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業場その他改良地区内に建設される住宅の居住者の共同で政令で定めるものをいう。

8 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

第三条 住宅地区改良事業は、市町村が施行する。

第二条 都道府県は、市町村が住宅地区改良事業を施行することが困難な場合その他特別の事情がある場合においては、住宅地区改良事業を施行することができる。

3 特別区の存する区域においては、住宅地区改良事業は、都が施行する。

第四条 建設大臣は、不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある一団地で政令で定める基準に該当するものを改良地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、住宅地区改良事業を施行しようとする者の中出に基づいてしなければならない。この場合において、市町村がその申出をしようとするときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 第二項の規定による指定は、都道府県が定めたものにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

第二章 住宅地区改良事業 第一節 事業計画 (事業計画の認可)

第五条 施行者は、事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならぬ。この場合において、市町村がその申請をしようとするときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 前項の規定は、施行者が事業計画を変更しようとするときにより、建設大臣の認可を受けなければならぬ。この場合においては、市町村がその申請をしようとするときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

3 事業計画は、公共施設その他の施設に関する都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

4 事業計画は、環境の整備改善を図り、災害を防止し、衛生を向上し、その他改良地区を健全な住宅地区に形成するよう定めなければならない。

5 事業計画は、公共施設その他の施設に関する都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

6 公共施設その他の施設に関する都市計画が決定されているため改良地区内に住宅を建設することができないことその他特別の事情により第四項の規定を適用し難い場合は、改めることを要しない。

7 改良地区内の土地の利用に関する基本計画においては、改めることを要しない。

2 第二項の規定による指定は、都道府県知事は、前項の規定により、その旨を官報に告示しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、施行者は、建設省令で定めるところにより、その旨を官報に告示しなければならない。

第二節 改良住宅の建設等 (建築行為等の制限)

第九条 前条第一項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えるとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、住宅地区改良事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附すことができる。この場合において、これららの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除する

ため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ。

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合は、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命じようとするとき、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命じよう。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは他の工作物若しくは建築物その他の工作物若しくは除却を命することができる。

(不良住宅の除却)

第十一条 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却しなければならない。

(不良住宅の収用等)

第十二条 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合においては、當該不良住宅又はこれに關する所有權以外の権利を收用することができる。

2 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合においては、當該不良住宅又はこれに關する所有權以外の権利を收用することができる。

3 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合においては、當該不良住宅又はこれに關する所有權以外の権利を收用することができる。

(土地の整備)

第十三条 施行者は、改良地区内の土地の利用に関する基本計画に従つて、改良地区内の土地について区画形質の变更、整地その他健全な住宅地区を形成するため必要な整備を行なわなければならない。

4 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

5 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

6 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

7 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

8 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

9 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

10 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

11 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

12 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

13 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

14 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

15 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

16 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

17 第二項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

(昭和二十六年法律第二百十九号)
第五条第一項各号に掲げる権利を收用することができる。

(改良住宅の設置)

第十七条 施行者は、改良地区的指定の日において、改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮するところに、施行者が承認した者に限り、施行者による土地の整備のため必要がある場合に

地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅

の所有者で当該物件の存する土

地に關し施行者に對抗することができるものに對し、相当の期限を定めて、當該物

件の移転を命じ、當該物件の占有者で當該物件に關し所有者に對抗

することができる権利を有しないものに対して、相當の期限を定め、當該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

(一時収容施設の設置)

第十八条 施行者は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者を一時収容するため必要がある場合においては、これに必要な施設を設置しなければならない。

1 (一時収容施設等の設置のための土地等の使用)

第十九条 施行者は、第十二条の規定による改良地区内の土地の利用に関する基本計画に従つて、改良地区内の土地について区画形質の変更、整地その他健全な住宅地区を形成するため必要な整備を行なわなければならない。

2 (整備完了後の土地の引渡し)

第二十条 施行者は、第十二条の規定による改良地区内の土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事業計画で定めるところに従つて、

二 (前二号に掲げる者と同一の世帯に属する者)

三 前二号に掲げる者と同一の世

代を失つたもの

4 (整備完了後の土地の引渡し)

第十九条 施行者は、第十二条の規定による改良地区内の土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事

業計画で定めるところに従つて、

五 (測量及び調査のための土地の立入り等)

第二十一条 都道府県知事又は市町村長は、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他

る場合のほか、土地收用法の規定を適用する。

(改良地区的指定期)

第十七条 施行者は、改良地区的指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

口 イただし者に該當する者及び改良地区的指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者。ただし、改良地区的指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

ロ イただし政令で定めるところにより、施行者が承認した者に限り、施行者の指定期の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

ハ 改良地区的指定期の日後にイ又はロに該當する者と同一の世帯に属するに至つた者

二 前号イ、ロ又はハに該當する者で改良地区的指定期の日後に改

良地区内において災害により住

た者に限り、改良地区的指定期の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

八 改良地区的指定期の日後にイ又はロに該當する者と同一の世帯に属するに至つた者

三 前二号に掲げる者と同一の世帯に属する者

四 (整備完了後の土地の引渡し)

第十九条 施行者は、第十二条の規定による改良地区的土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事

業計画で定めるところに従つて、

五 (整備完了後の土地の引渡し)

第二十条 施行者は、第十二条の規定による改良地区的土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事

業計画で定めるところに従つて、

六 (整備完了後の土地の引渡し)

第十九条 施行者は、第十二条の規定による改良地区的土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事

業計画で定めるところに従つて、

七 (整備完了後の土地の引渡し)

第二十条 施行者は、第十二条の規定による改良地区的土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事

業計画で定めるところに従つて、

八 (整備完了後の土地の引渡し)

第十九条 施行者は、第十二条の規定による改良地区的土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事

業計画で定めるところに従つて、

九 (整備完了後の土地の引渡し)

第二十条 施行者は、第十二条の規定による改良地区的土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事

業計画で定めるところに従つて、

十 (整備完了後の土地の引渡し)

第十九条 施行者は、第十二条の規定による改良地区的土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事

業計画で定めるところに従つて、

十一 (整備完了後の土地の引渡し)

第二十条 施行者は、第十二条の規定による改良地区的土地の整備

を完了したときは、遅滞なく、事

業計画で定めるところに従つて、

イ 改良地区的指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区的指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

ロ イただし者に該當する者及び改良地区的指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者。ただし、改良地区的指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

ハ 改良地区的指定期の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

二 四六

人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。
2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、立ち入らうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で用まれた他人の占有する土地に立ち入らうとする場合は、その立ち入らうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。
4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。(障害物の伐除及び土地の試掘等)

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
(土地の立入り等に伴う損失の補償)
(費用の負担)

第二十五条 住宅地区改良事業に要する費用は、この法律に特別の規定がある場合のほか、施行者の負担とする。

(受益者負担金)
(都道府県の補助)

第二十六条 施行者は、不良住宅の除却により著しく利益を受ける者がある場合においては、条例で定めるところにより、それらの者にその利益を受ける限度において、除却に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。

(国の補助)
(都道府県の補助)

第二十七条 国は、施行者に対して、不良住宅の除却(除却のための取得を含む)に要する費用について、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項

は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えて市町村長が許可を与えようとするときはは、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で用まれた他人の占有する土地に立ち入らうとする場合は、その立ち入らうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

3 前二項の規定による国の補助がができる。

(測量のための標識の設置)

第二十四条 都道府県又は市町村は、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合には、建設省令で定める標識を設けることとする。

2 前二項の規定による国の補助額の算定については、第一項に規定する不良住宅の除却又は前項に規定する改良住宅の建設に要する費用が建設大臣の定める標準除却費又は標準建設費をこえる場合においては、それぞれ標準除却費又は標準建設費をその費用とみなす。

3 前二項の規定による国は、施行者に対する改

良住宅の建設(建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む)に要する費用に

ついて、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以内を補助することができます。

4 前二項の規定による公営住宅法の規定の適用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 拡張

(関係図書の備付け)

第三十条 施行者は、建設省令で定めるところにより、事業計画に関する図書をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

2 利害關係人から前項の図書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(書類の送付にかかる公告)

第三十一条 施行者は、住宅地区改良事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくてその者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確知することができないとができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。 (技術的援助の請求)

第三十二条 市町村は建設大臣又は都道府県知事に対して、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ住宅地区改良事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(監督)

第三章 雜則 第三十二条 建設大臣は、都道府県

知事若しくは市町村長又は施行者に対しても、これらの者が行なう処分又は工事が、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく建設大臣の処分に違反していると認められる場合においては、住宅地区改良事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

(報告、勧告等) 第三十四条 建設大臣は都道府県又は市町村に対して、都道府県知事は市町村に対して、住宅地区改良事業の施行又は改良住宅の管理及び処分に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は住宅地区改良事業の施行の促進を図り、若しくは改良住宅の管理及び処分を適正に行なわせるため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(異議の申立て及び訴願)

第三十五条 第九条第四項、第十一
条第二項又は第十三条第二項の規定による命令について不服のある者は、その命令があつた日から三十日以内にその命令をした都道府県知事又はその命令をした施行者である都道府県若しくは市町村の長に異議の申立てをすることができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあったときは、都道府県知事又は施行者である都道府県若しくは

市町村の長は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

1 第九条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

3 訴願法(明治二十三年法律第百五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

4 評議法(明治二十三年法律第百五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

5 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項ノ二の次に

第一号を加える。

二十一ノ三 都道府県又ハ市町村ガ住宅地区改良法ニ依ル住

宅地区改良事業ノ施行ノ為ニスル土地又ハ建物ノ権利ノ取

得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(建設省設置法の一部改正)

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十一号中「不良住宅地区改良法(昭和二十三年法律第百十三号)」の一部を次のように改訂する。

二 第十三条第二項の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又

け渡さなかつた者

一 第十一条第二項の規定による命令に違反して、不良住宅を明

る者は、三万円以下の罰金に処する。

二 第十三条第二項の規定による命令に違反して、建築物、工作

物その他の物件を移転せず、又

は所有者に引き渡さなかつた者

三 第二十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定によ

る譲渡を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

四 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十条の規定による家賃、同法第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件又は入居者の選考方法の変更命令

五 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又

2 前項の規定による異議の申立てがあったときは、都道府県知事又は施行者である都道府県若しくは

廃止の承認

六 第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又

るほか、その法人又は入に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)は、廃止する。

3 登録税法(一部改正)(昭和二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改訂する。

5 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「公営住宅

(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第四号に規定する第二種公営住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のもの

に限る。以下同じ。」を「公営住宅

等（公営住宅法（昭和二十六年法律第一百九十三号）第二条第四号に規定する第一種公営住宅又は住宅地区改良法（昭和三十五年法律第六号）第一条第六項に規定する改良住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上ものものをいう。以下同じ。）に、「当該公営住宅」を「当該公営住宅等」に改め、「公営住宅法第七条第三項」の下に「又は住宅地区改良法第二十七条第三項」を加える。

第六条の二第二項中「公営住宅」（租税特別措置法の一部改正）

第五条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「不良住宅地区改良法（昭和二年法律第十四号）を削り、「道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の下に「住宅地区改良法（昭和三十五年法律第一号）」を加える。

理由

最近における不良住宅地区の改良事業の実績等にかんがみ、当該事業に関する事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他環境の整備改善のため必要な事項に関する規定を整備して、当該事業の円滑な実施を確保するとともに、住宅の集団的建設に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

等（公営住宅法（昭和二十六年法律第一百九十三号）第二条第四号に規定する第一種公営住宅又は住宅地区改良法（昭和三十五年法律第六号）第一条第六項に規定する改良住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上ものものをいう。以下同じ。）に、「当該公営住宅」を「当該公営住宅等」に改め、「公営住宅法第七条第三項」の下に「又は住宅地区改良法第二十七条第三項」を加える。

公営住宅法の一部を改正する法律案

右
昭和三十五年二月二十九日
内閣総理大臣 岸 信介

公営住宅法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

〔木村守江君登壇〕
○木村守江君 ただいま議題となりました住宅地区改良法案及び公営住宅法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第八条第一項第一号中「一市町村の」の下に「区域内で二百戸以上若しくはその」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた災害に關しては、なお従前の例による。

理 由

地震、暴風雨等の異常な天然現象に因り滅失した住宅戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合においても、公営住宅法第八条の規定による国の補助をすることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。建設委員会理事木村守江君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

いては、住宅地区改良事業の実施計画のほか、改良地区を健全な住宅地区に形成するため、改良地区内の土地の利用に供する土地の配置、規模等を定めることとし、事業計画の策定にあつては、関係のある公共施設の管理者や、住宅經營を行なう地方公共団体等とあらかじめ協議することとしたのであります。

不良住宅が密集する地区は、保安上、衛生上その他危険かつ有害な状態にあります。現行法の不良住宅地区に改良法は昭和二年に制定されたものであります。改良地区内にあり、事業施行方法等について法的に整備されていない点が少なくなく、最近の実情に適合しない状況にかんがみまして、現行法を廃止して、新たな構想のもとに住宅地区的改良事業を実施し、地区の環境の整備・改善をはかるとともに、住宅の集團的建設を促進しようとするものであります。これが本法案の提案された理由であります。

そのおもなる内容は、概要次の通りであります。
すなわち、その第一は、住宅地区改良事業は、不良住宅が密集し、保安、衛生等に関して危険または有害な状況にある相当規模の一団地で、建設大臣が指定するものにつき、原則として市町村がこれを施行することとしたのであります。

以上のはか、住宅地区改良事業の施行のため必要がある場合の土地等の収用または使用、建築行為等の制限、一時収容施設の設置等について所要の規定を設け、住宅地区改良事業の円滑な定をいたしまして、事業計画にお

いては、住宅地区改良事業の実施計画のほか、改良地区を健全な住宅地区に形成するため、改良地区内の土地の利

用に供する土地の配置、規模等を定めることとし、事業計画の策定にあつては、関係のある公共施設の管理者や、住宅經營を行なう地方公共団体等とあらかじめ協議することとしたのであります。

次に、公営住宅法の一部を改正する法律案について申し上げます。

公営住宅法第八条の規定によれば、國は、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅に居住した低額所得者に賃貸するため、事業主体が第二種公営住宅の建設をするときは、災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数の範囲内で、その建設に要する費用の三分の二を補助しなければならないことになります。

この場合の國の補助は、災害により滅失した住宅の戸数が被災地全域で五百戸以上、または一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるとき、災害のうちでも火災の場合に限られておるのであります。一方、災害のうちでも火災の場合には、滅失した住宅の戸数が被災地全区域で二百戸以上あるときは國の補助の対象といたしますので、これらとの均衡を考慮いたし、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合を新たに災害の基準に加え、この基準に該当するときは、國の補助の対象としようとするものであります。

両法律案は、去る二月二十九日本委員会に付託され、慎重に審査を進めて參ったのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

かくて、三月十六日、質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、両法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたした次第であります。

なお、その際、二階堂進君から、住

宅地区改良法案に対し附帯決議付す

べき旨の動議が提出され、同君より提

案の理由の説明があり、採決の結果、全

会一致をもってこの附帯決議を付すべ

きものと決定いたしました。

附帯決議は次の通りであります。

住宅地区改良法案に対する附帯

決議

本法の施行にあたり、政府は左の

点に留意し、所期の目的達成に遺憾

なきを期すべきである。

一、本法の対象地区居住者は、おお

むね低額所得者なることとがんが

み、改良住宅の家賃が入居者の負

担を過重ならしむることにより、

本法の円滑な運営を阻害しないよ

う適切なる行政指導等を行なうこ

と。

一、将来出来得る限りの予算措置を

講じて改良住宅の新築戸数を増加

し、すみやかに不良住宅の解消を

図ること。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して

採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御

ラーであつて、通商産業省令で定

めるところにより算定した伝熱面

積が五十平方メートル以上のもの

をいい、火炉、燃焼装置その他の

附属設備を含むものとする。

第二条中「(もつばら蒸気を発生

し、又は水温を上昇するために使用

するボイラーをいい、火炉、燃焼裝

置その他の附属設備を含む。以下同

じ。」を削る。

附則第二項を次のように改める。

三十一日限りその効力を失う。た

だし、その時までにした行為に対

する罰則の適用については、この

法律は、その後も、なおその

効力を有する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

理由

最近の経済事情にかんがみ、重油

ボイラーの設置の制限等に関する臨

時措置に関する法律(昭和三十

年法律第百五十七号)の一部を次

のよう改正する。

第一条に次の二項を加える。

2 この法律で「ボイラー」とは、

もつばら蒸気を発生し、又は水温

を上昇するために使用するボイ

ラーであつて、通商産業省令で定

めます。商工委員長中村幸八君。

求めます。商工委員長中村幸八君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を

受けました。

党、民主社会党共同提案になる次のよ

うな附帯決議を付しました。

政府は、本法の施行にあたつて

は、その厳正な運用を期するととも

に、石炭鉱業の合理化の推進を充分

考慮しつつ、特に次の諸点に留意す

べきである。

現行の法律は、石炭鉱業合理化臨時

措置法の姉妹法として、昭和三十年に五

カ年間の臨時法として制定せられたも

のであります。石炭鉱業につきまし

ては、今後引き続き強力に合理化を推

進する必要があるのであります。

そのためには、なお石炭の安定需要の確

保が望まれるのであります。

以上の中の理由によつて、本法の期限を

さらに三年間延長しようといふのが、

本案のおもな趣旨となつております。

ただ、小型ボイラーにつきましては、

本法の適用除外することといたしており

ます。

中小企業対策の観点から、本法の規制

対象から除外することといたしており

ます。

以上、御報告を申し上げます。

(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしま

三月十六日、質疑を終了しましたの

で、採決に付しましたところ、全会一

致をもつて原案通り可決すべきものと

決しました。

なお、採決後、自由民主党、社会

党、民主社会党共同提案になる次のよ

うな附帯決議を付しました。

政府は、本法の施行にあたつて

は、その厳正な運用を期するととも

に、石炭鉱業の合理化の推進を充分

考慮しつつ、特に次の諸点に留意す

べきである。

現行の法律は、石炭鉱業合理化臨時

措置法の姉妹法として、昭和三十年に五

カ年間の臨時法として制定せられたも

のであります。石炭鉱業につきまし

ては、今後引き続き強力に合理化を推

進する必要があるのであります。

そのためには、なお石炭の安定需要の確

保が望まれるのであります。

以上の中の理由によつて、本法の期限を

さらに三年間延長しようといふのが、

本案のおもな趣旨となつております。

ただ、小型ボイラーにつきましては、

本法の適用除外することといたしており

ます。

中小企業対策の観点から、本法の規制

対象から除外することといたしており

ます。

以上、御報告を申し上げます。

(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしま

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第八 漁船損害賠償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(中村高一君) 日程第八、漁船損害賠償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

漁船損害賠償法の一部を改正する

法律案

右
国会に提出する。

昭和三十五年二月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

漁船損害賠償法の一部を改正する法律案

第三十一条の二、役員は、法令、法令に基づいてする行政方の処分、法定款及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

法律第二十八条号の一部を次のように改正する。

目次中「(第百十三条の九—第百十三条の十八)」を「(第百十三条の九—第百十三条の十七)」に改める。

第二十五条第一項中「組合員の有する」を「組合員(同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)又は第九十六条の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む)の有する」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。
役員の任期は、三年以内において定款で定める。

第三十二条第二項中「創立総会」の下に「合併による設立の場合は、設

立委員」を加え、同条に次の二項を加える。

3 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第三十一条の次に次の二項を加える。

(役員の義務及び損害賠償責任)
第三十一条の二、役員は、法令、法

令に基づいてする行政方の処分、法定款及び総会の決議を遵守し、組

合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

法律第二十八条号の一部を次のように改正する。

目次中「(第百十三条の九—第百十三条の十八)」を「(第百十三条の九—第百十三条の十七)」に改める。

第二十五条第一項中「組合員の有する」を「組合員(同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)又は第九十六条の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む)の有する」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

役員の任期は、三年以内において定款で定める。

第三十二条第二項中「創立総会」の下に「合併による設立の場合は、設

立委員」を加え、同条に次の二項を加える。

3 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第三十一条の次に次の二項を加える。

(役員の義務及び損害賠償責任)
第三十一条の二、役員は、法令、法

令に基づいてする行政方の処分、法定款及び総会の決議を遵守し、組

合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

法律第二十八条号の一部を次のように改正する。

目次中「(第百十三条の九—第百十三条の十八)」を「(第百十三条の九—第百十三条の十七)」に改める。

第二十五条第一項中「組合員の有する」を「組合員(同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)又は第九十六条の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む)の有する」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

役員の任期は、三年以内において定款で定める。

第三十二条第二項中「創立総会」の下に「合併による設立の場合は、設

立委員」を加え、同条に次の二項を加える。

3 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第三十一条の次に次の二項を加える。

(役員の義務及び損害賠償責任)
第三十一条の二、役員は、法令、法

令に基づいてする行政方の処分、法定款及び総会の決議を遵守し、組

合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

法律第二十八条号の一部を次のように改正する。

目次中「(第百十三条の九—第百十三条の十八)」を「(第百十三条の九—第百十三条の十七)」に改める。

第二十五条第一項中「組合員の有する」を「組合員(同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)又は第九十六条の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む)の有する」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

役員の任期は、三年以内において定款で定める。

第三十二条第二項中「創立総会」の下に「合併による設立の場合は、設

立委員」を加え、同条に次の二項を加える。

3 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第三十一条の次に次の二項を加える。

(役員の義務及び損害賠償責任)
第三十一条の二、役員は、法令、法

令に基づいてする行政方の処分、法定款及び総会の決議を遵守し、組

合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

法律第二十八条号の一部を次のように改正する。

目次中「(第百十三条の九—第百十三条の十八)」を「(第百十三条の九—第百十三条の十七)」に改める。

第二十五条第一項中「組合員の有する」を「組合員(同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)又は第九十六条の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む)の有する」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

役員の任期は、三年以内において定款で定める。

第三十二条第二項中「創立総会」の下に「合併による設立の場合は、設

一 一の漁業協同組合の地区の区域の全部がその区域の全部となつている加入区について、当該漁業協同組合につき、合併、解散又は地区の変更があつたことによりその加入区の区域の全部が一の漁業協同組合の地区の区域の全部でなくなつた場合

二 一の漁業協同組合の地区的区域の一部がその区域の全部となつている加入区について、その加入区の指定の基礎となつた事情に变更（軽微な变更を除く。）があつた場合

4 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、その必要的限度において、変更を必要とする加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更することができる。

5 第二項の規定は、前項の規定により加入区についての指定を変更する場合に準用する。

6 加入区についての第一項の規定による指定及び第三項又は第四項の規定による指定の変更是、告示をもつてしなければならない。

第七百十二条の次に次の二条を加える。

(付保義務の発生に関する手続)

第七百十二条の二 前条第一項の規定による同意を求めるには、指定漁船所有者のうち一人以上が发起人とならなければならぬ。

2 発起人は、前条第一項の規定による同意があつたと認めるときは、省令で定める手続により、そ

の旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、これを審査し、前条第一項の規定による同意があつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を公示する

とともに、発起人、関係組合及び関係漁業協同組合に通知し、当該同意がなかつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を発起人に通知しなければならない。

4 第百十三条を削り、百三十条の二第一項中「義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする漁業協同組合に対し、その同意があつたことを証する書面を添えて」を「前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令の定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第七百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し」に改め、同条を百十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(付保義務の消滅)

第七百十三条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該加入区においては、指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅する。

1 第百十二条の二第三項の規定による公示があつた加入区（以下この条において「義務加入区」という。）について、その公示の

日から起算して四年を経過したとき。

二 義務加入区に係る部分につき第百十二条第三項又は第四項の規定による指定の変更があつたとき。

三 義務加入区の区域内の指定漁船所有者が三人未満となつた場合において、当該義務加入区を都道府県知事が公示したとき。

2 都道府県知事は、第一号又は第二号に掲げる場合において、同項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項第三号の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

4 第百十三条を削り、百三十条の四を百十三条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(普通損害保険の保険料率)

第七百十三条の四 普通損害保険の保険料率は、次の各号に掲げる要件のすべてをみたすように定めなければならない。

第一項とし、第一項の次に次の二条を加える。

2 満期保険の保険料率のうち、損害保険料中の純保険料に対応する部分の率は、当該組合の普通損害保険の純保険料率と同率とする。

3 第百十三条の十四を削り、百三十条の十五を百十三条の十四とし、百三十条の十六から百十三条の十八までを一条ずつ繰り上げる。

(再保険料率)

第七百十七条 普通損害保険の再保険

農林大臣が定める危険の程度の区分をいり、以下同じ。)のすべにについて、危険区分ごとに定められること。

二 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率(以下「普通損害保険の純保険料率」という。)が、農林大臣の定める期間における当該組合の普通損害保険(満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金額を支払う保険の部分を含む。以下この号及び百十七条第一項各号において同じ。)に係る危険率を基礎とし、当該組合の普通損害保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び保険料の支出とが長期的に均衡を保つよう定められること。

三 危険区分ごとに、普通損害保険の純保険料率が百十七条の十一中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二条を加える。

2 満期保険の保険料率のうち、損害保険料中の純保険料に対応する部分の率は、当該組合の普通損害保険の純保険料率と同率とする。

3 第百十三条の十四を削り、百三十条の十五を百十三条の十四とし、百三十条の十六から百十三条の十八までを一条ずつ繰り上げる。

(再保険料率)

第七百十七条を次のように改める。

2 満期保険の再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率は、組合の普通

料率は、危険区分及び組合ごとに、第二号に掲げる率と当該危険区分ごとに定めた率とを合計した率とする。

一 政令で定める一定年間ににおける各年の組合ごと及び危険区分に係るトン数区分(以下この条において「トン数区分」という。)において「トン数区分」という。

二 ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他の異状な天然現象に係る部分の率(次号において「天災危険率」という。)をうち農林大臣がトン数区分ごとに定める標準危険率をとれるもののそのこえる部分の率(次号において「異常危険率」という。)を基礎として、農林大臣が組合ごと及びトン数区分ごとに定める一定率

一 前号の政令で定める一定年間における各年のすべての組合のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率(その各危険率のうちの天災危険率中に同号の標準危険率をとれるものがあると

トーン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率(その各危険率のうちの天災危険率中に同号の標準危険率をとれるものがあると

損害保険の再保險料率と同率とする。

3 満期保険の再保險料率のうち満期による支払に係る部分の率及び特殊保険の再保險料率は、組合の定款で定められた満期保険及び特殊保険の保険料率のうち、それぞれ満期保険の満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率及び特殊保険の純保険料に對応する部分の率と同率とする。

第百八十九条中「第一百三十三条の十七」を「第一百三十三条の十六」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（再保險料の延滞金）

第百十八条の二 政府は、組合が再保險料を納期日までに納付しなかつたときは、その組合から、その未納付に係る金額につき、納期日の翌日から納付の日の前日までの日数に応じ、政令で定める割合をもつて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

第百三十九条第一項を次のように改める。

国庫は、第一百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（政令で定めるものを除く。）及び同条第七項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船（政令で定めるものを除く。）並びにこれ等の漁船以外の漁船のうち無動力漁船及び総トン數五百トン未満の動力漁船で政令で定めるもの（以上「対象漁船」という。）について、組合員が支払うべき普通損害保険及

び満期保険の純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、次各号に掲げる額を合計した額に相当する額を負担する。

- 一 対象漁船に係る保険金額に、対象漁船が保険に付されている組合についての対象漁船のトン数に応ずる第百七十七条第一項第一号に規定する一定率（次号において「異常部分の率」という。）を乗じて得た額
- 二 対象漁船に係る保険金額（政令で定めるものを除く。）に、対象漁船に係る保険料のうち純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）に、対応する部分の率から異常部分の率を控除した率を乗じて得た額に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額に、イ無動力漁船については、百分の六十
- ハ 総トン数五十トン未満の動力漁船については、百分の五十五
- 五 ハ 総トン数二十トン未満の動力漁船については、百分の五十分以上の動力漁船については、百分の五十一
- 二 総トン数五十トン未満二十トン以上の動力漁船については、百分の四十五
- 二 総トン数五百トン未満五十トン以上の動力漁船については、百分の四十分

第百三十九条の次に次の二条を加える。

- 二 前条第二項の規定は、前項の規定による負担金に相当する金額について準用する。
- 三 第百四十四条第一項中「前条第一項」を「第一百三十九条第一項及び前条第四項」を「第一百三十三条第四項」に改める。
- 四 第百四十五条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の二条を加える。

第百三十九条の次に次の二条を加

第百三十九条の二 国庫は、加入区

ことに、その区域内に住所を有す

したとき。

附則第三項の次に次の二条を加え

る。

第百三十九条の二第一項の規定の適用に

ついては、当分の間、第百三十九

条第一項第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の六十」とする。

附 則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現在に在任する漁船保険組合の役員及び監代の任期については、なお従前の例によ

り負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

3 この法律の施行の際現に改正前

の第百十二条第一項の規定によりその地区内の同項に規定する指定漁船所有者がその所有する同項の指定漁船の全部を普通損害保険に付すべき義務が存する漁業協同組合の地区は、この法律の施行の時に、改正後の同項の規定により同項の加入区として指定されたものとみなし、当該加入区について

は、その時に、改正後の第百十二

条第一項の規定による同意があつた旨の改正後の第百十二条の二第二項の規定による公示があつたものとみなす。

4 前項の規定により改正後の第百

十二条の二第二項の規定による公示があつたものとみなされた漁船を普通損害保険に付すべき義務は、第百十三

条の二第一項第一号の規定にかか

わらず、この法律の施行の日から

起算して一年を経過したとき、又

はその経過するまでに第百十二条

第一項に規定する指定漁船所有者の総員の二分の一以上の者が政令で定める手続により当該義務を消滅させることにつき同意をしたとき。

5 この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されるる漁船で次に掲げるものの第百三十九条第一項の規定による負担金の額は、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間）に限り、同項の規定にかかるらず、当該漁船についての保険金額（政令で定めるものを除く。）に対する純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）の額は、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間）に限り、同項の規定にかかるらず、当該漁船についての保険金額（政令で定めるものを除く。）に対する純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）の百分の五十に相当する額とする。

6 この法律の施行の際現に第百三十九条第一項に規定する対象漁船に該当することとなつた漁船

7 この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されるる漁船については、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間）に限り、第百三十九条の二の規定による国庫の負担は、行なわない。

7 漁船再保險特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法第百三十九条第二項」の下に「(法第百三十九条の二十七年法律第二百十二号)」の一部を次のように改正する。

8 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)の一部

第三十二条の次に次の二条を加える。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(再保険料率)

第三十二条の二 再保険料率は、

組合の約款で定められた保険料率のうち純保険料に対応する部

分の率と同率とする。

第三十五条中「第一百七十七条、」を削る。

9 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正す

る。 第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

理由

普通損害保険等の保険料率及び再保険料率の算定基準を法定するとともに、義務付保制度の適正かつ円滑な運営を図るため、義務付保の単位となる地区の範囲を明確にし、義務付保に伴う保険料の国庫負担の割合につき漁業経営の規模に応ずる階層差を設けるほか、小型船の保険加入の促進に資するため、義務付保以外の場合についても一定要件の下に新たに保険料の国庫負担の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産委員会において、保険料率の算定方法、再保険料の延滞金等を中心として審査が行なわれましたが、去る三月十六日、質疑を終了し、討論を

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川久衛君。

〔吉川久衛君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○吉川久衛君 ただいま議題になります。(再保険料率)

第三十二条の二 再保険料率は、

組合の約款で定められた保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。

第三十五条中「第一百七十七条、」を削る。

9 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正す

る。 第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

系の合理化をはかるため、保険料率及び再保険料率の算定基準を法定するとともに、このことにより料率が従来より上昇することになる小型船階層に対しては、自己負担を軽減するため、純保険料の国庫負担の方式を改めて、小型船に対する国庫負担を増額することとし、また、小型船に特に多い異常危険に対応する純保険料を全額国庫負担とし、あるいは、集団加入制度を新たに設けて、保険料の一部国庫負担の道を開く等、小型漁船の保険加入を促進することに重点を置いて提案されたものであります。

普通損害保険等の保険料率及び再保険料率の算定基準を法定するとともに、義務付保制度の適正かつ円滑な運営を図るため、義務付保の単位となる地区の範囲を明確にし、義務付保に伴う保険料の国庫負担の割合につき漁業経営の規模に応ずる階層差を設けるほか、小型船の保険加入の促進に資するため、義務付保以外の場合についても一定要件の下に新たに保険料の国庫負担の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三十五条中「第一百七十七条、」を削る。

9 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正す

る。 第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

普通損害保険等の保険料率及び再保険料率の算定基準を法定するとともに、義務付保制度の適正かつ円滑な運営を図るため、義務付保の単位となる地区の範囲を明確にし、義務付保に伴う保険料の国庫負担の割合につき漁業経営の規模に応ずる階層差を設けるほか、小型船の保険加入の促進に資するため、義務付保以外の場合についても一定要件の下に新たに保険料の国庫負担の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三十五条中「第一百七十七条、」を削る。

9 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正す

る。 第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

普通損害保険等の保険料率及び再保険料率の算定基準を法定するとともに、義務付保制度の適正かつ円滑な運営を図るため、義務付保の単位となる地区の範囲を明確にし、義務付保に伴う保険料の国庫負担の割合につき漁業経営の規模に応ずる階層差を設けるほか、小型船の保険加入の促進に資するため、義務付保以外の場合についても一定要件の下に新たに保険料の国庫負担の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三十五条中「第一百七十七条、」を削る。

9 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正す

る。 第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって再保険料の分割払い制度の樹立、再保険料の延滞金の利率の最高限度の抑制及び漁船損害の発生防止対策の確立に関する附帯決議を付することに決した次第であります。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件

日本放送協会昭和三十五年度収支予算、事業計画及び資金計画
昭和三十五年度収支予算

予算総則

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときには、増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還、または設備の改善に充てることができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第一条 昭和三十五年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 本予算中事業収入において予定する受信料の月額は、ラジオにおいては、八五円、テレビジョンにおいては、三〇〇円とす

る。

第三条 本予算は、この予算の各項目に定めた目的以外にこれを使用することができる。

第四条 本予算の各項目に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第六条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第七条 前年度の決算において収支

第八条 前年度の決算において収支

第九条 前年度の決算において収支

第十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十一條 国際放送並びに選舉放送

		昭和三十五年度収支予算書		項	予算額(単位千円)
		(取)資本取入			
事業支出			放送費	長期借款	
			減価償却引当金	資産代金	
販賣費			放送債券償還積立金戻入	金	
			料	入	
研究費			信	受	
			付	付	
調査研究費			取	入	
			金	金	
後期緑越収支剩余金			入	入	
減	内	建	三七、二九八、九三三	三七、二九八、九三三	
査	際	設	七、五四三、六〇〇	七、五四三、六〇〇	
連	国	信	三、九五〇、〇〇〇	三、九五〇、〇〇〇	
研	業	料	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	
經	支	金	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	
	出		二、六七四、〇〇〇	二、六七四、〇〇〇	
			一五五、六〇〇	一五五、六〇〇	
			二、九、七五五、三三三	二、九、七五五、三三三	
			一九八、五一三	一九八、五一三	
			一七六、五〇〇	一七六、五〇〇	
			三七、二九八、九三三	三七、二九八、九三三	
			九、三六八、九九二	九、三六八、九九二	
			七、三八八、〇〇〇	七、三八八、〇〇〇	
			一、〇一二、五〇〇	一、〇一二、五〇〇	
			九六八、四九二	九六八、四九二	
			二七、五七九、九三二	二七、五七九、九三二	
			六、八〇四、八八四	六、八〇四、八八四	
			二、二八五、一四五	二、二八五、一四五	
			一〇、二三一、七六一	一〇、二三一、七六一	
			三三五、七三四	三三五、七三四	
			二、六七四、〇〇〇	二、六七四、〇〇〇	
			一、五七二、九五五	一、五七二、九五五	
			三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	
			〇	〇	

昭和三十五年度事業計画

(一) 計画概説

昭和三十五年度における日本放送協会の事業運営については、昭和三十三年度を起点とする放送事業五ヵ年計画の第三年度としての諸計画を、内外諸情勢の進展に即応させて調整し、公共放送の使命達成と国民の要望にこたえるため、(一)ラジオにおいては、全国あまねく受信できるよう難聴地域の解消、外国電波による混信の防あつ並びに老朽設備の改善、近代化につとめる一方、テレビジョンについては総合・教育両放送網の早期完成に努力する。

これらの諸計画を実施するに必要な資金は、相当多額のにはては現下の金融情勢において、協会として最大の努力を要するところである。

(二) ラジオ・テレビジョン放送番組の刷新、充実をはかり、特にテレビジョンについては放送時間の延長し、学校放送、科学技術教育番組等の教育放送の充実についても、社会、教養、芸能番組等の拡充並びに国内外における報道取材網の整備、拡充を行う。また、FM実験放送を行なう。(三) わが国の国際的地位の向上にかんがみ、国際放送の拡充とその内容充実をはかり、文化の交流、国際親善に寄与するとともに、貿易の振興に資する。

(四) 公共放送に対する一般の認識を深め、協会の事業に対するいつそくの理解を得るようつとめることとし、受信者維持対策の強化及び共同受信施設対策の積極化につとめる。

なお、ラジオ・テレビジョンを通して受信契約者の普及開発を促進するが、特にラジオについては、増加傾向にある廃止契約者の防止対策を強力に実施する。

(五) 技術、番組の両分野にわたって、研究諸機関といつそく強化して、放送技術、放送文化両面の発達に資する。

これらの諸計画を強力に実施して、協会が公共放送の任務を達成するため、経理制度の合理化をはかり、今後の企業伸展に即応した体制を整える。

(六) 建設計画

昭和三十五年度における建設計画は、ラジオ放送網、テレビジョン放送網の建設に二四億三、六〇〇万円、演奏所の整備、番組設備の充実、老朽施設の取替等に四九億五、二〇〇万円、総額七三億八、八〇〇万円をもつて実行する。

(一) ラジオ放送網計画

ラジオ放送網を完成して難聴地域の解消をはかることとし、熊野ほか一〇局の中継放送局建設、日南ほか三局の第二放送局建設、岡山第一放送ほか三二局の増力を完成する。この

(二) テレビジョン放送網計画

全国主要地域に対する総合・教育両放送網の普及をはかるため、北見ほか七局の総合放送局の建設を完成することにより、放送事業五ヵ年計画において予定した主要地域に対する置局を完了し、また、教育放送網については、昭和三十四年度計画の五局の建設を練りて完成するほか、広島ほか三局の建設を行なって、五局の建設に着手する。

このほか、仙台の総合放送局等の増力、微電力局の建設等に成し、五局の建設に着手する。

これらに要する経費は、一八億円である。

(三) 設備改善計画

最近におけるラジオ・テレビジョン番組様式の発展に対応して、スタジオの不足を解消しつとめ、出演効果向上のため演奏所の整備を行うとともに、老朽、陳腐化施設の取替を行なうこととし、総額四九億五、二〇〇万円をもつて実行する。

(一) 要員及び給与

定員としては、前年度一〇、七七五人に対し、設備の増加、業務の拡充等により、一、三四六人の増員を予定するが、他

方、経営の合理化により二五六人の節減を見込み、総員一一、八六五人であり、これに対する給与の総額は、六八億四八八万四千円である。

(一) 国内放送

ア 放送番組について

ジオにおいて番組内容を刷新し、テレビジョンにおいて総合放送、教育放送とも放送時間の一時増加するとともに、番組内容の充実をはかり、あわせて、総合放送のローカル番組を拡充することとし、総額六〇億九、四五八万六千円をもつて実施する。すなわち、ラジオ番組制作に二六億一二七万二千円、テレビジョン番組の制作に二五億九、一八〇万四千円、番組の編成企画その他に九億一五〇円である。

イ 放送施設の保守運用については、極力合理化をはかるとともに、設備の改修整備につめる。このため、前年度一三億六八四万三千円に対し、四億六、二七六万一千円の増額となり、総額一七億六、九〇万四千円である。

ウ 通信施設関係については、専用回線の規格向上、増加等により前年度一八億九、八〇八万五千円に対し、四億七、〇四二万五千円の増額となり、総額一三億六、八五一万円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度八一億一、四八

九万九千円に対し、二一億一、七八〇万一千円の増額となり、一〇二億三、二七〇万円である。

(二) 国際放送

送信方向を一方向、送信時間を四時間それぞれ増加して、一七方向二九時間の放送を行う。このため、前年度三億二、一二四万一千円に対し、四四九万三千円の増額となり、総額三億一、五七三万四千円である。

(四) 業務関係

業務関係については、極力受信者の維持増加につとめるが、特にラジオ受信者に対しては、最近における廃止契約者の増加状況にかんがみ、受信契約の継続促進、再加入勧奨の強化等の廃止対策を強力に推進する。

また、テレビジョン難視地域における共同受信施設対策を講ずる一方、ラジオ有線放送施設に對しても技術指導の強化等により加入者へのサービスを行う。

このため、前年度一四億七、九〇四万五千円に対し、八億六一〇万円の増額となり、総額二二億八、五一四万五千円である。すなわち、普及及び受信改善関係に七億二、八〇八万六千円、五万九千円である。

六万五千円の増額となり、二八億六、九七一万二千円である。すなわち、一般管理経費に六千円、職員の厚生保健に八億

(五) 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節約につとめるが、設備の増加等により、前年度二二億四、五七千円に対し、六億一、四五万五千円である。

(六) 調査研究関係

調査研究関係については、番組関係では、番組編成の研究、放送効果の調査研究を行い、技術関係については、カラーテレビジョン、UHF放送の研究等を重点的に行う。このため、前年度六億七、五五八万三千円に対し、一億三、九一七万八千円増額し、総額八億一、四七六万一千円である。

(七) 減価償却費

減価償却費については、建設工事の進捗による償却資産の増加のため、通常償却費一九億二、〇〇〇万円を要するほか、現有資産のうち、老朽陳腐化のはなししいものについて特別償却を実施し、その改善をはかることとする。このため、本年度必要額は、総額二六億七、四〇〇万円となり、前年度二〇億九、六三〇万円に対し、五億七、七七〇万円の増額である。

(八) 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び損失の必要額は、総額一五億七、二九九万五千円である。

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てたため、三億五、〇〇〇万円を見込む。

四 受信契約者見込数 (ラジオ)

(一) 有料契約者見込数

区 分	昭和三十五年度		昭和三十四年度		増 減
	年度初頭契約者数	年度内新規契約者数	年度内廃止契約者数	年度内增加契約者数	
二 受信料免除者見込数 (テレビジョン)	三七五〇,〇〇〇	八五〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	△
一 有料契約者見込数 (ラジオ)	一,一〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	△
区 分	昭和三十五年度	昭和三十四年度	増 減		
区 分	昭和三十五年度	昭和三十四年度	増 減		

区 分	昭和三十五年度		昭和三十四年度		増 減
	年度初頭契約者数	年度内新規契約者数	年度内廃止契約者数	年度内增加契約者数	
一 有料契約者見込数 (テレビジョン)	三七五〇,〇〇〇	八五〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	△
二 受信料免除者見込数 (ラジオ)	一,一〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	一,一〇〇〇,〇〇〇	△
区 分	昭和三十五年度	昭和三十四年度	増 減		
区 分	昭和三十五年度	昭和三十四年度	増 減		

(九) 予備金

概要

昭和三十五年度資金計画

支予算並びに事業計画にもとづき、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

の遺族年金、寡婦年金、嫁夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前）の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。が、一万四千六百六十円に満たないときは、これを一万四千六百六十円とする。

4 前項の規定は、この法律の施行の日以後において、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、嫁夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5 この法律の施行の日ににおいて現に厚生年金保険法附則第二十条第一項の規定により計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金に相当する額（加給年金額を除く。）をこの法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に相当する額に一万二千円を加算した額とする。

6 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十条第一項の規定により計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金のうち、その額（加給

年金額を除く。）が、この法律により計算した基本年金額に満たないものについては、これをその基本年金額に相当する額とする。

7 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十二条の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金のうち、その基本年金額が、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをこの法律による改正後の同法同条の規定により計算した基本年金額に相当する額とする。

第八条 厚生年金保険及び船員保険交渉第七号の一部を次のように改正する。

第二十六条中「千分の五」を「千分の六」に改める。

理由

厚生年金保険について保険料率の改訂、標準報酬の最高額の引上げ及び給付内容の改善等を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、うちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基き、改定されるべきものとする。

第七条 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料

田邊 國男 中村三之丞
中山 マサ 永山 忠則
八田 貞義 藤本 捨助
古川 丈吉 柳谷清三郎
山下 春江 亘 四郎
安倍晋太郎外二百三十名
賛成者

第八条 厚生年金保険及び船員保険交渉第七号の一部を次のように改正する。

昭和三十四年十二月二十一日

提出者

田中 正巳 斎藤 邦吉
大橋 武夫 池田 清志
亀山 幸一 川崎 秀二
倉石 忠雄 蔵内 修治
河野 孝子 河本 敏夫
志賀健次郎 重政 誠之
田邊 國男 中村三之丞
中山 マサ 永山 忠則
八田 貞義 藤本 捨助
柳谷清三郎 亘 四郎

右の議案を提出する。

昭和三十四年十二月二十一日

提出者

田中 正巳 斎藤 邦吉
大橋 武夫 池田 清志
亀山 幸一 川崎 秀二
倉石 忠雄 蔵内 修治
河野 孝子 河本 敏夫
志賀健次郎 重政 誠之
田邊 國男 中村三之丞
中山 マサ 永山 忠則
八田 貞義 藤本 捨助
柳谷清三郎 亘 四郎

第八条 厚生年金保険法の一部を改正する法律案

2 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

2 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十九条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

理由

日雇労働者健康保険の療養の給付及び家族療養費の支給に要する費用についての国庫負担率を引き上げるとともに、傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用も国庫負担の対象に加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億五千二十万四千円の見込である。

第八条 厚生年金保険及び船員保険交渉第七号の一部を次のように改正する。

昭和三十四年十二月二十一日

提出者

田中 正巳 斎藤 邦吉
大橋 武夫 池田 清志
亀山 幸一 川崎 秀二
倉石 忠雄 蔵内 修治
河野 孝子 河本 敏夫
志賀健次郎 重政 誠之
田邊 國男 中村三之丞
中山 マサ 永山 忠則
八田 貞義 藤本 捨助
柳谷清三郎 亘 四郎

第八条 厚生年金保険法の一部を改正する法律案

2 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

2 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十九条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

理由

日雇労働者健康保険の療養の給付及び家族療養費の支給に要する費用についての国庫負担率を引き上げる。

第三十五条中「百五十分ノ一」を「千分ノ八」に改める。

第五十八条第一項中「三分ノ一」を

「四分ノ一」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

国庫ハ毎会計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ総額ノ四分ノ三ニ相当スル額ガ徵收シタル保険料ノ総額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ヲ超ユル場合ニハ當該超過額ニ付前項但書ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ヲ加へ

五十二・五に、「百六十六分ノ百十五分ノ五十一・五」を「百六十九分ノ四十五分ノ五」を「百五十八分ノ四十七分ノ五」に、同項第二号中「百五十分ノ四十五分ノ五」に、「百五十分ノ百六・五」を「百五十九分ノ百六十六・五」を「百五十八分ノ百十一」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経て施行する。ただし、船員保険法第五十一条の改正規定は、公布の日から八条の改正規定は、公布の日から施行し、この法律による改正前の同法同条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日において現に老齢年金を受ける権利を有する者に支給する当該老齢年金については、次の各号の区別に従い、それぞれその額(加給金を除く)を当該各号に規定する額とする。

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九各号ノ一二該当スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ百五十八。

三 第二十条ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ千分ノ四十二

第六十条第一項第一号中「百六十六分ノ五十一・五」を「百六十九分ノ四十五分ノ五」に、「百五十八分ノ四十七分ノ五」に、「百五十分ノ百六・五」を「百五十九分ノ百六十六・五」に、「百五十八分ノ百十一」に改める。

五十二・五に、「百六十六分ノ百十五分ノ五十一・五」を「百六十九分ノ四十五分ノ五」に、「百五十分ノ百六・五」を「百五十九分ノ百六十六・五」に、「百五十八分ノ百十一」に改める。

年金又は船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金(その者が失權し、又は所在不明となつた場合に同法第五十条ノ四又は第五十一条ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む)については、その額(加給金の額を除く)が、一万四千八百八十円に満たないときは、これを一万四千八百八十円とする。

第五条 前三条に規定する保険給付

のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分について、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正後の船員保険法第五十八条第一項ただし書及び第二項に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの取扱いを基いて、おそらくその結果に基いて、おそらくその結果に基いて、おそれとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。

○副議長(中村高一君) 委員長の報告

本案施行による減収見込は、平年度約二千五百三十一万四千円である。

[報告書は会議録追録に掲載]

第七条 この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基づき、改定されるべきものとする。

第八条 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料率については、なお従前の例による。

第九条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第四十号)の一部を次のよろに改正する。

附則第十条を次のよろに改めること。

第十条 刪除

船員保険について保険料率及び国庫負担率の改訂並びに給付内容の改善を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、平年度約二千五百三十一万四千円である。

本案施行による減収見込は、平年度約二千五百三十一万四千円である。

船員保険について保険料率及び国庫負担率の改訂並びに給付内容の改善を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行による減収見込は、平年度約二千五百三十一万四千円である。

本案施行による減収見込は、平年度約二千五百三十一万四千円である。

本案施行による減収見込は、平年度約二千五百三十一万四千円である。

〔永山忠則君登壇〕
○永山忠則君 ただいま議題となりました、失業保険法及び職業安定法の一議を改正する法律案外三案

が、四法案の内容については省略させていただきます。

かくて、四法案並びに日雇労働者健康保険法の修正案について順次採決に入りましたところ、厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び修正部を改正する法律案は原案の通り、

した、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日雇労働者健

康保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の過程並びに結果の大要について御報告を申し上げます。

第三十一回国会において、新国民健康保険法並びに国民年金制度が創設され、わが国の社会保障制度も一應体系が整うことになったのであります。しかししながら、独自の沿革と、それぞれの特殊な事情に基づいて創設された、

が、四法案の内容については省略させ

ます。

以上の四法案は、第三十三回国会以来継続審査となつたのであります。が、

本国会において、三月一日審議に入

り、四法案と政府提出法案との関係、

各社会保険に対する国庫負担及び給付

内容の改善、船員保険における災害補

償等の諸問題について連日質疑を行な

い、また、昨十七日には、特に岸内閣

総理大臣の出席を求めて、各種社会保険

の総合調整、厚生年金積立金の運用等

の問題についてきわめて熱心なる質疑

が行なわれたのであります。が、その詳

細は会議録にて御承知願いたいと存じ

ます。

昨日の委員会において質疑を打ち切

りましたところ、日雇労働者健康保険

法の一部を改正する法律案に対し、日

本社会党及び民主社会党の共同提案に

かかる修正案が提出せられ、五島委員

の要旨は、傷病手当金の待期四日を一

日短縮して三日とするとともに、出産

延長しようとするものであります。

次いで、討論に入りましたところ、

日本社会党及び民主社会党を代表し

て、八木委員より、厚生年金保険法の

一部を改正する法律案及び修正案を含

めのとあるものであります。

これを朗読いたします。

失業保険法及び職業安定法の一

部を改正する法律案に対する附

帯決議

失業保険は被保険者が失業した場

合にその生活の安定を図ることを目

的とするものであることを及び最近に

おける賃金の実情にかんがみ、政府

は一般失業保険の低額保険給付及び日雇労働失業保険の失業保険金額について、すみやかに検討の上、その引き上げについて成案を得るよう努力すべきである。

船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、厚生年金保険及び失業保険の改善の検討に併せ、船員保険についてもこれに見合った検討を行い、すみやかに成案を得るように努力すべきである。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

厚生年金保険が労働者のための年

金制度の中核たることにかんがみ、

政府は、将来これが給付内容の改善

に努めるとともに他の年金制度との

通算調整を含む総合調整についてな

るべく速やかに結論を得るようにす

べきである。

また、政府は、厚生年金保険の運

営に關し、特に、次の諸施策の実現

に努力すべきことを要望する。

一、適用範囲を従業員五人未満の事

業所へ拡大すること。

二、積立金の管理運用については、

特に提出者の意向を反映しうるものとするとともに、還元融資の枠

を拡大すること。

三、老人ホーム等の福祉施設を増設

し、年金受給者が年金により老後

の生活を営みうる方途を開すること。

四、年金受給権を相保とする金融の途を開すること。

次いで、これら動議について順次採

決いたしましたところ、いずれも全会

一致をもつて附帯決議を付すことと

議決いたしましたのであります。

なお、第三十一回国会以来本委員会

に付託せられておりました内閣提出の

船員保険法等の一部を改正する法律案

は、以上の四法案が議決せられた結果

果、議決を要しないものと議決いたし

た次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

3 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の二の規定は、昭和三十五年四月一日前から療養のため引き続き労務に服することができなかつた者であつて、同日においてまだ傷病手当金の支給がはじまつていなものについても、適用する。

4 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の五の規定は、昭和三十五年四月一日以後の分べんについて適用する。

○副議長(中村萬一君) 日程第十に対し討論の通告があります。これを許します。五島虎雄君。

〔五島虎雄君登壇〕

○五島虎雄君 私は、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました自由民主党提案の失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案に対する反対の討論をいたします。(拍手)

御承知の通り、政府は、過ぐる二十四年に船員保険法等の一部を改正する法律案を提案していたのであります。このと

除き」を加え、「適用する」を「適用し、同法第十六条の二及び第十六条の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和三十五年四月一日から施行する」に改める。

附則に次の二項を加える。

3 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の二の規定は、昭和三十五年四月一日前から療養のため引き続き労務に服することができなかつた者であつて、同日においてまだ傷病手当金の支給がはじまつているものについても、適用する。

4 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の五の規定は、昭和三十五年四月一日以後の分べんについて適用する。

○副議長(中村萬一君) 日程第十に対し討論の通告があります。これを許します。五島虎雄君。

〔五島虎雄君登壇〕

○五島虎雄君 私は、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました自由民主党提案の失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案に対する反対の討論をいたします。(拍手)

現在、失業保険特別会計は六百億円の黒字を示しており、なお、黒字基調はこれから先もずっと継ぐものと思われます。これと並行いたしまして、政府の宣言する雇用政策が軌道に乗るのもとするならば、ますます黒字基調は拡大するのでありますから、このと

きこそ、保険給付を拡張できる絶好のチャンスであるといわなければなりません。(拍手)また、かねて、政府は、所得倍増論を唱え、宣伝これ努めておるのであります。が、その宣伝からも、当然失業者の所得増大を考えねばならないところであるにもかかわらず、政府は黒字財政を理由といたしまして、今度は逆に、国庫負担の割合を三分の一から四分の一に引き下げて参りました。社会保障の成長をここに完全に遮断しようとする大きな逆行政策を採用したものといわなければなりません。(拍手)

また、政府は、千分の十六から千分の十四に保険料率を引き下げるところを、まことに善政であるかのことく説明するのであります。しかし、これは社会保障制度を知らない者の言でありまして、社会保障否定論に通ずるものといわなければなりません。その幼稚さは噴飯ものといわなければなりませんけれども、その陰には、政府の意図には、老齢にして、反動性がじっと隠されていることを見のがすことはできません。保険料を下げる得をするものは一体だれか、それは資本家であります。その値下げに最も熱心なものはだれであったか、それは日経連であったことであります。政府がその意図を受けて躍つたものであるということは、今や明らかになつておるのであります。失業者が、低い保険給付の状態から、家族の生活をさせざるために対し、自分に最も適した職場を探すことをあきらめて、涙をのんで労働の安売りをしなければならないという羽目に追い込むような意図さえも包蔵しているといわなければなりません。

かくして、巧みにカムフラージュいたしました改悪案を自民党に多数をもつて押しきらせ、引き続き劣悪な低賃金と収奪方策を継続し得る基盤を確保しようとしているものであると言いたいのであります。このように、一面では資本家擁護、一面では労働者圧迫によって、われわれは断じて賛成することはできません。このよろしい政府案の上に、自由民主党案は、職業訓練施設入所者に関する給付延長の制度、給付日数の延長に関する特別措置、就職支度の性質を持つ世紀の惡法であります。この性質を持った社会の惡法であります。この性質を持つ世紀の惡法であります。この性質を持つ世紀の惡法であります。

○副議長(中村高一君) これにて討論の終局いたしました。

○副議長(中村高一君) これより採決に付きます。日程第十及び第十三の兩案を一括して採決いたします。

○副議長(中村高一君) 両案の委員長の報告はいずれも可決なります。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○副議長(中村高一君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○副議長(中村高一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(中村高一君) 両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(中村高一君) 次に、日程第十一及び第十二の兩案を一括して採決いたします。

○副議長(中村高一君) 日程第十一の委員長の報告は可決なります。

○副議長(中村高一君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○副議長(中村高一君) 「賛成者起立」

○副議長(中村高一君) 起立多数。

右
国会に提出する。

昭和三十五年二月三日
内閣総理大臣 岸 信介

かくのとく現実的な日本社会の姿に従いまして、しかも、失業保険の改善を相当程度実現し得るところの日本社会の改正案こそが、まさに適切妥当なものであることを、われわれは確信するものであります。与党の各位も

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

○副議長(中村高一君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

○副議長(中村高一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(中村高一君) 両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(中村高一君) 次に、日程第十一及び第十二の兩案を一括して採決いたします。

○副議長(中村高一君) 日程第十一の委員長の報告は可決なります。

○副議長(中村高一君) 「賛成者起立」

○副議長(中村高一君) 起立多数。

右
国会に提出する。

昭和三十五年二月三日
内閣総理大臣 岸 信介

かくのとく現実的な日本社会の姿に従いまして、しかも、失業保険の改善を相当程度実現し得るところの日本社会の改正案こそが、まさに適切妥当なものであります。与党の各位も

かくのとく現実的な日本社会の姿に従いまして、しかも、失業保険の改善を相当程度実現し得るところの日本社会の改正案こそが、まさに適切妥当なものであります。与党の各位も

かくのとく現実的な日本社会の姿に従いまして、しかも、失業保険の改善を相当程度実現し得るところの日本社会の改正案こそが、まさに適切妥当なものであります。与党の各位も

かくのとく現実的な日本社会の姿に従いまして、しかも、失業保険の改善を相当程度実現し得るところの日本社会の改正案こそが、まさに適切妥当なものであります。与党の各位も

かくのとく現実的な日本社会の姿に従いまして、しかも、失業保険の改善を相当程度実現し得るところの日本社会の改正案こそが、まさに適切妥当なものであります。与党の各位も

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表の学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるものの欄中「弘前医科大学」、「前橋医科大学」、「千葉医科大学」、「前橋医科大学」、「千葉

第三条の三第一項の表中 国立短期大学の名称	位 置	第四条 国立短期大学の名称	位 置
北見工業短期大学	北海道	北見工業大学	北海道
小樽商科大学短期大学部	北海道	小樽商科大学	北海道
室蘭工業大学短期大学部	北海道	室蘭工業大学	北海道
小樽商科大学短期大学部	北海道	小樽商科大学	北海道
徳島大学工業短期大学部	徳島県	徳島大学	徳島県
香川大学商業短期大学部	香川県	香川大学	香川県

に改め、同条第二項の表中

学の項中「医学部」を「工学部」に改める。

嶋医科大学及び「熊本医科大学」を削り、同表京都大学の項中「医学部」を「医学部」に改め、同表岡山大學の項中「医学部」を「工学部」に改める。

第六条第二項を削る。

第二十六号の一部を次のように改正する。

第二百六条第一項中「第六条第二項」を削る。

理由

昭和三十五年度における国立大学の学部及び国立短期大学の新設並びに国立学校における授業料等の免除及び猶予について規定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（中村高一君）委員長の報告を求めます。文教委員長大平正芳君。

【報告書は会議録追録に掲載】

○副議長（中村高一君）採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（中村高一君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長（中村高一君）本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

出席政府委員

内閣官房長官	権名悦三郎君
法制局局長官	林修三君
自治庁長官官房長	野木新一君
厚生省保健局長	太宰博邦君
通商産業政务次官	原田憲君
運輸省航空局長	辻章男君
郵政省電波監理局長	柴田護君
建設政务次官	大沢雄一君

○朗読を省略した議長の報告（法律公布表上及び通知）

（一）去る十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

一、去る十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

（二）去る十五日、鈴木事務総長から下條裁判官彈劾裁判所裁判長及び河野參議院事務総長宛、本院は裁判官彈劾裁判所裁判員清瀬一郎君辞任につ

	貿易自由化に関する決議案（浅沼稻次郎君外四名提出）
	一、昨十七日内閣から提出した議案は次の通りである。 地方交付税法等の一部を改正する法律案（議案付託）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 地方交付税法等の一部を改正する法律案（議案付託）
	一、昨十七日委員会に付託された議案は次の通りである。 地方交付税法等の一部を改正する法律案（議案付託）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 地方交付税法等の一部を改正する法律案（議案付託）
	一、昨十七日委員会に付託された議案は次の通りである。 地方行政委員会 付託
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 大蔵委員会 付託
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 中小企業の産業分野の確保に関する法律案（内閣提出第一〇一号）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇一〇号）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇一三号）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 学校教育法の一部を改正する法律案（山崎始男君外七名提出、衆法第一四号）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（山崎始男君外七名提出、衆法第一五号）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（山崎始男君外九名提出、衆法第一六号）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 不動産登記法の一部を改正する等の法律案（山崎始男君外九名提出、衆法第一七号）
	一、去る十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。 私立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出案は次の通りである。 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 社会労働委員会 付託
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 中小企業団体の組織に関する法律案（内閣提出案は次の通りである。 外九名提出、衆法第一三号）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出案は次の通りである。 外九名提出、衆法第一三号）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 商工委員会 付託
	航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇二号）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 運輸委員会 付託
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 地方行 政委員会 付託
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 中小企業の産業分野の確保に関する法律案（大賀大八君外九名提出）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案（大賀大八君外九名提出）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（大賀大八君外九名提出）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案（大賀大八君外九名提出）
	一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。 不動産登記法の一部を改正する等の法律案（山崎始男君外九名提出、衆法第一六号）
	一、去る十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。 私立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出案は次の通りである。 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 不動産登記法の一部を改正する等の法律案（山崎始男君外九名提出、衆法第一六号）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（大賀大八君外九名提出）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する緊急質問（太田一夫君提出）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 全日空機衝突事故に関する緊急質問（塚本三郎君提出）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案（緊急質問提出）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 法務省設置法の一部を改正する法律案（緊急質問提出）
	一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案（緊急質問提出）

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議錄第十三号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(旧)良質紙(二十円)
(配送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段御臺一五
郵便